

第2期
人権教育及び啓発の推進に関する
香美市行動計画
(後期)

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

令和6(2024)年3月

香美市

あ い さ つ

香美市では、市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、お互いの存在や違いを認め合い、支え合い、そして共に生きることでできる社会の形成を目指して、これまで人権問題を解決するための諸施策を推進してきました。また、平成31年3月には「第2期人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画」を策定し、人権教育・啓発等の取組を推進しております。

しかしながら依然として、女性や子ども、高齢者等の社会的弱者への人権侵害に加え、間違った知識や偏見に基づいた差別やインターネットの普及に伴う差別的な書き込み事象等、まだまだ人権課題が存在しています。さらには性的指向・性自認を理由とする差別や偏見等による、新しい人権課題への対応も求められています。

このような中、香美市の特色を活かした人権尊重のまちづくりを進めていくために令和5年12月には香美市人権尊重のまちづくり条例を制定し、その中で、誰もが差別を許さないという意味を持ち、誰も排除されることなく、全ての人が社会の構成員として共に生きていくという考えの下、一人ひとりが当事者として自ら考え、主体的に行動し、多様性を認め合い、人権を尊重することによって、誰もが生き生きと暮らせる社会の実現を目指して努力し続けることを表明しました。また、人権問題の今日的課題を見直し「第2期人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画（後期）」を策定しました。

人権を取り巻く様々な人権課題への取り組みは、市政の重要な課題です。本条例及び本計画の基本理念をもとに、より一層の取組を進めてまいります。

最後になりましたが、本計画を策定するにあたり、多くの貴重なご意見を賜りました「香美市人権尊重のまちづくり審議会」の皆様をはじめ、ご協力いただきました皆様に対し、心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

香美市長 依 光 晃 一 郎

目次

第1章 後期行動計画策定の趣旨 -----	1
1 計画策定の趣旨 -----	1
2 計画の位置づけ -----	2
3 計画の期間 -----	3
4 人権に関する国内外の動向 -----	4
5 後期行動計画の基本的な考え方 -----	12
6 計画の体系 -----	13
第2章 人権課題ごとの後期行動計画-----	14
1 同和問題 -----	15
2 女性 -----	17
3 子ども -----	19
4 高齢者 -----	23
5 障がい者 -----	25
6 感染症 -----	28
7 外国人 -----	30
8 犯罪被害者等 -----	32
9 インターネットによる人権侵害 -----	33
10 災害と人権 -----	35
11 性的指向・性自認・性表現 -----	37
12 その他の人権課題 -----	39
13 関係施策一覧 -----	42
第3章 人権教育・啓発の推進 -----	55
1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 -----	55
2 人権に係る特定職業従事者に対する研修の推進 -----	59
3 関係施策一覧 -----	62
第4章 計画の推進 -----	66
1 推進体制 -----	66
2 関係組織 -----	67
3 効果的な手法による人権教育・啓発の推進 -----	68
第5章 参考資料 -----	69
1 用語解説 -----	69
2 計画の策定経緯 -----	74

3	香美市人権尊重のまちづくり条例	75
4	香美市人権尊重のまちづくり審議会規則	78
5	香美市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿	80

語句右上に※印が付いている用語は、参考資料の用語解説で説明しています。
また、複数回出てくる用語については、2回目以降※印を省略しています。

第 1 章 後期行動計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨



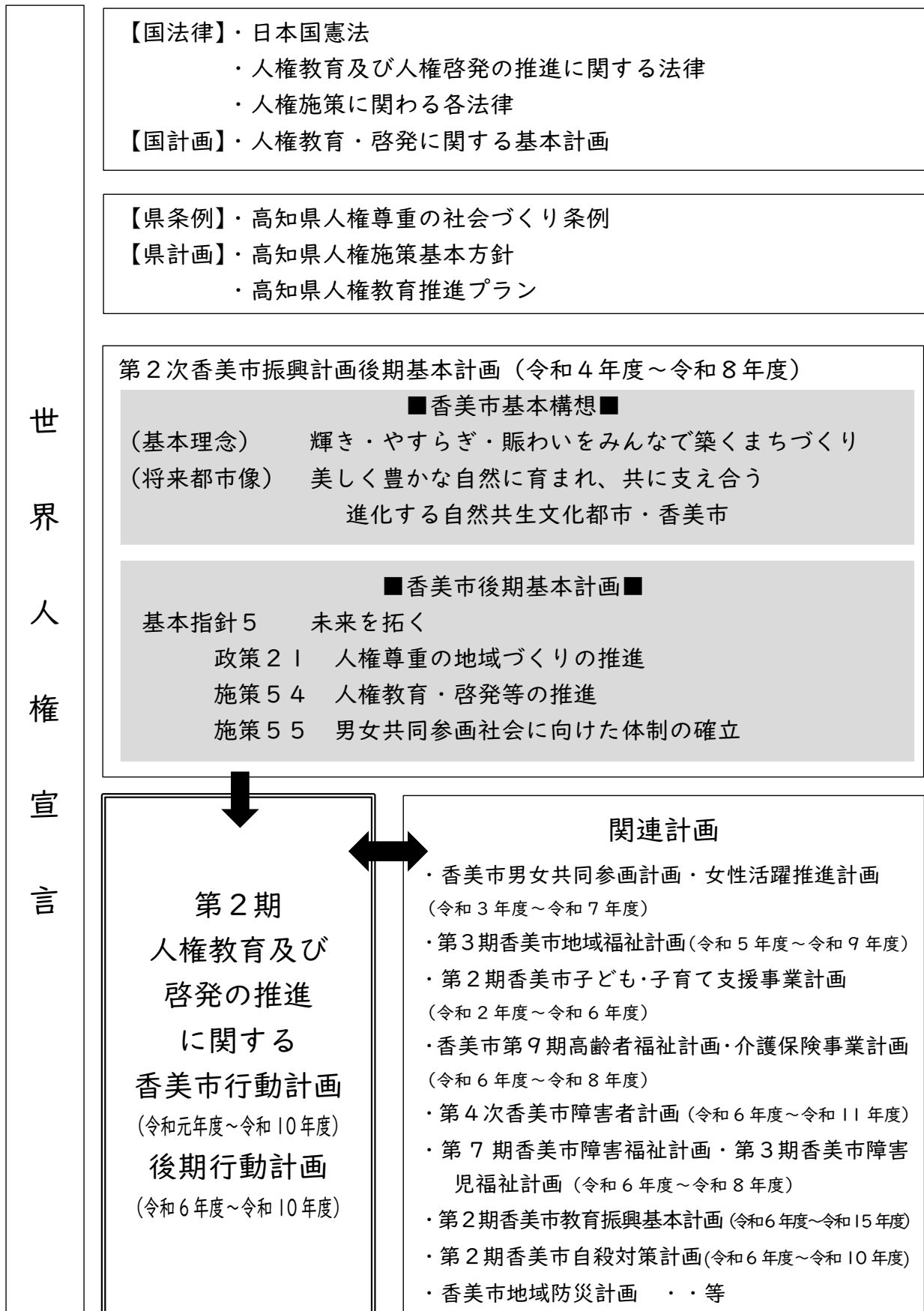
人権は、誰もが生まれながらにして持つ権利です。昭和 23（1948）年に国連で採択された「世界人権宣言」では、「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と謳われています。また、「日本国憲法」でも全ての国民に基本的人権を保障しています。

このような考えのもと、国内外では様々な人権に関する施策が進められてきました。しかしながら、今日においても国籍、文化、習慣、性別、世代、考え方の違いによる偏見や差別がみられます。こうした人権侵害の要因としては、人々の中にある自分とは異なるものを受け入れられない、認められないという考え方や、不当な社会慣習からくる忌避意識の存在が考えられます。また、国際化、情報化、高齢化、少子化等、近年の急速な社会変化も要因としてあげられます。

現在、人権に関する問題は多様化しており、これまで取り組んできた同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、感染症、外国人、犯罪被害者等の人権課題、インターネットや災害時の人権侵害に加え、性的指向・性自認・性表現に対する差別・偏見等、新たな課題も出てきています。

香美市（以下、「本市」という。）では、平成 21（2009）年に「人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画」（第 1 期計画）を策定、平成 31（2019）年に「第 2 期人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画」を策定し、様々な人権施策を推進してきました。この間新型コロナウイルス感染症^{*}の感染拡大に伴う感染者、医療従事者やその家族等への誹謗中傷といった差別問題が発生するとともに、さらなる情報化の進展に伴うインターネット上での人権侵害や、性的指向・性自認・性表現にかかわる人権侵害など、依然として人々の人権が侵害される問題は後を絶ちません。さらに、国外に目を向けると、ロシアによるウクライナの軍事侵攻やイスラエル・パレスチナにおける紛争という、人権の危機とも言うべき事態が発生しました。様々な社会の変化に伴い人々の意識が変わることで、人権課題への対応も求められています。こうした状況を踏まえて、「第 2 期人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画」の中間年に「第 2 期人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画・後期行動計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ



3 計画の期間



本計画は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間を計画期間とし、最終年度には、社会情勢や市民意識調査の結果等を踏まえ見直しを行います。

令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度
第2期人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画【10年間】									
				見直し					
第2次香美市振興計画（平成29（2017）年度～令和8（2026）年度） 【10年間】								次期計画	

4 人権に関する国内外の動向



(1) 国際的な動き

20世紀、2度の悲惨な大戦を経験し多くの被害を出した人類は、平和と人権が尊重されることの大切さを学びました。

国際連合では、昭和23(1948)年世界人権宣言が総会で採決され、その後「人種差別撤廃条約」「国際人権規約」「女子差別撤廃条約」「子どもの権利条約」等、数多くの人権に関する条約を採択・発行するとともに、加盟国に対しても批准・加入を求め、人権が尊重される社会の実現に向けて取組を進めてきました。

一方で、世界では冷戦終結後も民族や宗教の違いや、国際的な利権争いから各地で紛争や対立が絶えず、難民の発生等、深刻な人権問題が表面化し、国際社会全体で人権問題について対策を講じることが喫緊の課題とされてきました。

こうした流れを受け、平成6(1994)年、第49回国連総会において平成7(1995)年からの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、各国に対しても国内行動計画を定めることが求められました。10年が経過した後は、平成16(2004)年、第59回国連総会において「人権教育のための世界計画」が採択されました。第1フェーズ(2005-2007)では初等・中等学校制度における人権教育の推進、第2フェーズ(2010-2014)では高等教育のための人権教育と教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修に重きがおかれ、第3フェーズ(2015-2019)では、これまでの取組の強化と、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することを重点とし、取組が進められ現在、第4フェーズ(2020-2024年)の過程にあり、これまでの3つのフェーズの取組の一層の強化に加え、「若者」への人権教育を重点とした取組が進められています。

平成27(2015)年の国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が記載されました。前文において、地球上の「誰一人取り残さない」、「全ての人々の人権を実現」することを掲げており、SDGsを構成する17の目標と169のターゲットには、根底に人権尊重の考えがあります。

(2) 国内の動き

我が国では、昭和 22 (1947) 年に施行した基本的人権の尊重を基本原理の一つとする「日本国憲法」やその考えを踏まえた「教育基本法」に基づき、人権に関わる取組を進めてきました。それ以降も「国際人権規約」や「女子差別撤廃条約」等の諸条約への批准を進めてきました。

我が国固有の人権問題である同和問題では、昭和 40 (1965) 年に同和対策審議会[※]の答申を受け、昭和 44 (1969) 年に「同和対策事業特別措置法」(同対法)が施行されました。その後、「地域改善対策特別措置法」(地対法)、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)が施行され、同和対策事業が進められてきました。平成 28 (2016) 年には、部落問題解消のため国や地方公共団体が相談体制の充実や教育啓発を行う「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が施行され、各自治体で取組が行われています。

そのほか、女性や子ども、障がい者、外国人等の様々な人権問題についても、国際的な動きを踏まえた取組が進んでいます。

人権問題全般の動きとしては、国連の「人権教育のための国連 10 年」を受けて平成 9 (1997) 年に「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」が策定されました。また同年、5 年間の時限立法として「人権擁護施策推進法」が施行され、これを受けて人権擁護推進審議会が設置され、人権教育や啓発に関する審議が行われました。

平成 12 (2000) 年にはこうした施策を一層推進するため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、この法律に基づき平成 14 (2002) 年、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。平成 23 (2011) 年には一部変更が行われ、「北朝鮮当局による拉致問題等」が加わっています。

こうした法整備が進むなかでも、人権をめぐる解決すべき課題は依然として多く、平成 26 (2014) 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV[※]防止法)の改正、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(子どもの貧困対策法)の施行、平成 27 (2015) 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)の施行、平成 28 (2016) 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の施行、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ[※]解消法)の施行等、法整備が進んでいます。

令和 2 (2020) 年に発生した新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別・誹謗中傷が見られるなど、新たな人権問題が顕在化する中で、社会・経済状況の変化等に対応した人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が求められています

性的マイノリティ[※]の人権など人権問題はますます多様化しており、令和 5 (2023) 年「性的指向及びジェンダーアイデンティティ[※]の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)が施行され、誰もが互いに尊重し合う共生社会[※]の実現を進めています。

【人権に関する主な現在の法令等】

過去に名称変更を伴う改正を経ている法律については、現在の法律の名称を記載し、また、元の法律が施行・公布された年を年としています。

人権全般	
年	内容
昭和 22 (1947) 年	「日本国憲法」施行 「国民主権」「平和主義」及び「基本的人権の尊重」を基本原理とし、全ての人々の基本的人権は侵すことのできない権利として保障しています。
平成 12 (2000) 年	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法) 施行 人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体、及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めています。
平成 14 (2002) 年	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「人権教育・啓発推進法」に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されました。

同和問題	
年	内容
平成 28 (2016) 年	「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法) 施行

女性	
年	内容
昭和 47 (1972) 年	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法) 施行
平成 11 (1999) 年	「男女共同参画社会基本法」施行
平成 12 (2000) 年	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法) 施行
平成 13 (2001) 年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法) 施行
平成 27 (2015) 年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法) 施行
令和 6 (2024) 年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法) 施行

子ども	
年	内容
昭和 23 (1948) 年	「児童福祉法」施行
平成 11 (1999) 年	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ禁止法)施行
平成 12 (2000) 年	「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)施行
平成 22 (2010) 年	「子ども・若者育成支援推進法」施行
平成 25 (2013) 年	「いじめ防止対策推進法」施行
平成 26 (2014) 年	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(子どもの貧困対策法)施行
平成 27 (2015) 年	「子ども・子育て支援法」施行
令和 5 (2023) 年	「こども基本法」施行

高齢者	
年	内容
昭和 38 (1963) 年	「老人福祉法」施行
平成 7 (1995) 年	「高齢社会対策基本法」施行
平成 12 (2000) 年	「介護保険法」施行
平成 18 (2006) 年	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)施行
平成 28 (2016) 年	「成年後見制度 [※] の利用の促進に関する法律」(成年後見制度利用促進法)施行
平成 30 (2018) 年	「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」(ユニバーサル社会実現推進法)施行
令和 5 (2023) 年	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(認知症基本法)公布

障がい者

年	内容
昭和 25 (1950) 年	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(精神保健福祉法) 施行
昭和 35 (1960) 年	「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法) 施行
昭和 45 (1970) 年	「障害者基本法」施行
平成 17 (2005) 年	「発達障害者支援法」施行
平成 18 (2006) 年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法) 施行
平成 24 (2012) 年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法) 施行
平成 27 (2015) 年	「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法) 施行
平成 28 (2016) 年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法) 施行
令和 4 (2022) 年	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 施行

感染症

年	内容
平成 21 (2009) 年	「ハンセン病*問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法) 施行

外国人

年	内容
平成 28 (2016) 年	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法) 施行

犯罪被害者等

年	内容
昭和 24 (1949) 年	「刑事訴訟法」施行
平成 12 (2000) 年	「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」(犯罪被害者保護法) 施行
平成 17 (2005) 年	「犯罪被害者等基本法」施行

インターネットによる人権侵害

年	内容
平成 14 (2002) 年	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ [※] 責任制限法) 施行
平成 26 (2014) 年	「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ [※] 被害防止法) 施行

性的指向・性自認・性表現

年	内容
平成 16 (2004) 年	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
令和 5 (2023) 年	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(L G B T理解増進法) 施行

ホームレス

年	内容
昭和 25 (1950) 年	「生活保護法」施行
平成 14 (2002) 年	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(ホームレス自立支援法) 施行
平成 27 (2015) 年	「生活困窮者自立支援法」施行

自死・自死遺族

年	内容
平成 18 (2006) 年	「自殺対策基本法」施行

アイヌ民族

年	内容
令和元 (2019) 年	「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ民族支援法) 施行

拉致被害者等

年	内容
平成 18 (2006) 年	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(北朝鮮人権侵害対処法) 施行

刑を終えて出所した人

年	内容
平成 28 (2016) 年	「再犯の防止等の推進に関する法律」 (再犯防止推進法) 施行

人身取引

年	内容
昭和 23 (1948) 年	「人身保護法」 施行

その他の人権課題

年	内容
昭和 41 (1966) 年	「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」 (労働施策総合推進法、パワハラ防止法) 施行
平成 4 (1992) 年	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」 (育児・介護休業法) 施行

主要な人権条約の批准、締結、加入

年	内容
昭和 54 (1979) 年	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (社会権規約、A 規約)」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約 (自由権規約、B 規約)」 (国際人権規約) 批准
昭和 56 (1981) 年	「難民の地位に関する条約」 (難民条約) 加入
昭和 60 (1985) 年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」 (女子差別撤廃条約) 締結
平成 6 (1994) 年	「児童の権利に関する条約」 (子どもの権利条約) 批准
平成 7 (1995) 年	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」 (人種差別撤廃条約) 加入
平成 11 (1999) 年	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約」 (拷問等禁止条約) 加入
平成 21 (2009) 年	「強制失踪からの全ての者の保護に関する国際条約」 (強制失踪条約) 批准
平成 26 (2014) 年	「障害者の権利に関する条約」 (障害者権利条約) 批准

(3) 高知県の動き

高知県では、平成7(1995)年に県議会において、人権尊重の地域社会を目指す「人権宣言に関する決議」が行われています。

平成10(1998)年4月には「高知県人権尊重の社会づくり条例」が施行され、同年7月に『「人権教育のための国連10年」高知県行動計画』が策定されました。また、平成12(2000)年3月には「高知県人権施策基本方針」を策定し、両計画の趣旨・内容に沿って、施策の推進が図られてきました。

平成26(2014)年3月には、『「人権教育のための国連10年」高知県行動計画』と「高知県人権施策基本方針」を一本化する形で「高知県人権施策基本方針(第1次改定版)」が策定、平成31(2019)年3月には、「性的指向・性自認」を新たに「県民に身近な人権課題」に加えた「高知県人権施策基本方針(第2次改定版)」が策定されています。令和6(2024)年3月には、「相談・支援体制の充実」を章立てし、人権に関する相談機関の連携を強化する取組等を加え、それぞれの人権課題に関する国際社会や国等の動向を概観し、令和6(2024)年度からの5年間の推進方針と具体的な取組、そして「達成目標」を掲げて、「高知県人権施策基本方針(第3次改定版)」が策定されています。

さらに、平成15(2003)年3月に策定された「高知県人権教育推進プラン」においては、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野における人権教育の取組の方向性が示されており、令和2(2020)年3月には、4度目となる同プランの改定が行われています。

人権教育・啓発について

国連の定義では、「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」とされています。

本行動計画では「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の定義により、人権教育と人権啓発を下記のとおり区分することとします。

- ・人権教育…人権尊重の精神が自然と身につくことを目的とする教育活動
- ・人権啓発…市民の間に人権尊重の理念を普及させる活動、及びそれに対する市民の理解を深めることを目的とする広報活動やその他の啓発活動
(人権教育を除く)

5 後期行動計画の基本的な考え方



(1) 基本理念と計画推進の視点

【基本理念】

「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが生き生きと暮らせる社会づくり」

【計画推進の視点】

① 人権を尊重する意識の向上

人権の大切さとそれを尊重すること、人権の意義や重要性について、市民一人ひとりの心や考え方に定着するよう、人権尊重の意識を高めるための啓発を行います。

また、市民が日常生活において、人権問題について捉える感性を養うとともに、人権に配慮する姿勢をもち、行動できるようになることを目指します。

② 個人の尊厳の確保と共生社会の形成

市民一人ひとりが自立した人間として尊厳が保たれ、個人個人が自由な意思をもち、社会的責任を担って能力を発揮することができる社会を目指します。

また、市民が、年齢、性別、習慣、考え方、国籍、文化等の様々な違いをお互いに認め合い、人権を尊重して支え合うことのできる共生社会の実現を目指します。

③ 相談・支援体制の充実

人権侵害を未然に防ぐことのほか、実際に被害を受けた人や問題を抱え悩んでいる人が安心して相談できる窓口と、問題解決を図るための支援体制の充実に努めます。

また、相談内容の多様化に伴い、より適切に対応できる体制の強化を目指し、相談機関相互における情報共有と連携を進めるとともに、人権に関わる業務従事者の資質向上を目指します。

6 計画の体系



計画の基本理念

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが生き生きと暮らせる社会づくり

<計画推進の視点>

- ① 人権を尊重する意識の向上
- ② 個人の尊厳の確保と共生社会の形成
- ③ 相談・支援体制の充実

様々な人権課題への取組 (第2章)

- 1 同和問題
- 2 女性
- 3 子ども
- 4 高齢者
- 5 障がい者
- 6 感染症
- 7 外国人
- 8 犯罪被害者等
- 9 インターネットによる人権侵害
- 10 災害と人権
- 11 性的指向・性自認・性表現
- 12 その他の人権課題

人権教育・啓発の推進 (第3章)

- 1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
- 2 人権に関する特定職業従事者に対する研修の推進

人権問題の現状と課題への対応

人権教育・啓発の推進にあたっては、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、感染症、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、性的指向・性自認・性表現（SOGIE※）等を重要課題として位置づけて、それぞれ固有の問題点について取り組むとともに、個人の尊重と法の下での平等という普遍的な視点からも取り組みます。

また、このほかにもアイヌの人々、刑を終えて出所した人、被害に遭われた人、職場における人権侵害等の人権をめぐる様々な問題が存在しています。これらの人権問題についても、偏見や差別等が解消され、明るく平和な生活ができるよう、積極的かつ効果的な施策の推進を図ります。

後期行動計画の施策を検討するにあたり、国際社会、国、県の動向から取り組むべき方向性と課題を整理し、第2期計画の進捗を確認するために庁内各課へヒアリングを実施し、その結果を踏まえ、後期行動計画の重要課題に対する具体的施策を掲げました。

後期行動計画では、人権課題分野の具体的な事業の推進を図り、基本理念の実現を目指します。

I 同和問題



現状と課題

- 同和問題は、我が国の社会の歴史的発展の過程で形成された身分階層に基づく差別によって、現在においても日本国憲法で保障されている「職業選択の自由」や「結婚の自由」等の基本的人権が保障されておらず差別を受けるという、重大な社会問題です。その社会問題の解決に向けて、昭和44（1969）年の「同和対策事業特別措置法」（同対法）の施行に始まり、平成28（2016）年の「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）の施行に至るまで、様々な取組が行われてきました。
- 国の部落差別問題対策では、昭和40（1965）年に出された同和対策審議会の答申で、「同和問題の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と位置づけられ、昭和44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」（同対法）を施行し、「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等の同和対策事業の実施を掲げました。時限立法であったことから、昭和57（1982）年には、この法律を引き継ぎ、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とした「地域改善対策特別措置法」（地対法）を5年間の時限立法として制定しました。さらに、昭和62（1987）年には地域改善対策の一般対策への円滑な移行を行う最終の特別法として「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）が施行されたことで、平成14（2002）年3月末までの33年間にわたる同和対策に関する特別措置法により同和地区の住宅や道路など生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は成果を上げ、ハード面における一般地区との格差は改善されてきました。
- 平成9（1997）年に策定された『『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画』（国連10年国内行動計画）や5年間の時限立法として施行された「人権擁護推進法」による人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて諸施策が実施されてきましたが、更なる推進を図るために、平成12（2000）年には「人権教育及び啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）が施行されました。この法律に規定する人権教育・啓発に関する基本計画では同和問題を重要な人権問題の一つと位置付けて、様々な施策を講じてきました。しかしながら、結婚問題や就職問題等は依然として残っており、インターネットを悪用して差別を助長する行為や、同和問題への誤った意識を植え付ける「えせ同和行為^{*}」も問題となっています。このような状況を踏まえ、平成28（2016）年には「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行され、現在もなお部落差別が存在すること、部落差別は許されないものであり解消すべき重要な課題であることが明記されるとともに、相談体制の充実、部落差別を解消するための教育及び啓発の必要性が定められました。

具体的な取組

1 「部落差別をなくする運動」強調旬間における啓発活動の推進

- ・「人権」をテーマに子どもから高齢者まで幅広い層の方が多く参加できるような講演会や人権啓発映画上映会等を開催し、同和問題に対する認識と理解を深め、人権意識の普及高揚を図ります。
- ・部落差別をなくする運動強調旬間に、関係団体から多くの参加を得て、より効率的、効果的な啓発を目指し、街頭啓発・巡回広報活動により人権啓発を推進します。

事業名	担当課
○「部落差別をなくする運動」強調旬間記念事業	生涯学習振興課
○「部落差別をなくする運動」強調旬間人権パレード	

2 幅広い層との交流や学びによる人権意識の高揚

- ・文化活動教室、こどもふれあい教室等で、こどもから大人まで幅広く参加できる取組を進め、交流を深めていくことで、差別意識や偏見の解消を図ります。
- ・じんけんサークル「まごころ」(人権教室)を開催し、人権問題に幅広く知識を深める研修を企画し、中学生、高校生、社会人まで幅広い層の主体的な学びの場を提供します。

事業名	担当課
○ふれあい交流事業・こどもふれあい教室	ふれあい交流センター
○じんけんサークル「まごころ」(人権教室)	生涯学習振興課

3 相談事業の推進

- ・部落差別に関する相談に迅速に対応できるよう、関係機関と連携、協力し、相談・支援体制を整備します。また、相談窓口についての周知及び様々な情報提供を行い、相談支援体制の活用促進を図ります。

事業名	担当課
○相談事業	ふれあい交流センター

2 女性



現状と課題

- 近年では、男女平等の意識が広く定着しはじめていますが、家庭や職場、政治分野等、男女平等が実態として進んでいない場面が依然としてみられます。
- 国連では、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」、その後 10 年を「国連婦人の 10 年」とし、女性の地位向上や男女平等への取組を進めました。昭和 54（1979）年には、「女子差別撤廃条約」が採択され、締結国に対し、女性のあらゆる差別への撤廃のための措置を求めています。近年では、平成 12（2000）年に「女性 2000 年会議」が開催され、女性の人権に関する成果文書が採択されました。
- 我が国では、昭和 60（1985）年に「女子差別撤廃条約」を批准し、平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。また、女性への暴力等の防止施策として、平成 12（2000）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、平成 13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）が施行されました。
- 令和 2（2020）年に「改正男女雇用機会均等法」の施行、令和 4（2022）年に「改正女性活躍推進法」が施行されました。
- 男女平等の現状は、今なお、男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、地域、家庭や職場において様々な男女差別が生じています。また、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント[※]や妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格など不当な扱いを受けるマタニティ・ハラスメント[※]等の問題、インターネットを始めとした各種メディアで、性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害するケースが発生しています。

具体的な取組

1 男女共同参画の推進及び男女平等の意識づくり

- ・学習会を通して、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる社会への理解と認識を深める機会を提供します。
- ・じんけんフェスティバルにおいて、啓発パネルの展示を行い、固定観念の気づきや意識を変えるきっかけをすることで男女共同参画社会に関心をもってもらい、共同参画の場を広げます。
- ・じんけんサークル「まごころ」(人権教室)を開催し、人権問題に幅広く知識を深める研修を企画し、中学生、高校生、社会人まで幅広い層の主体的な学びの場を提供します。

事業名	担当課
○男女共同参画学習会 ○男女共同参画推進事業	ふれあい交流センター
○じんけんサークル「まごころ」(人権教室)	生涯学習振興課

2 女性に対する暴力の根絶及び適切な支援と相談体制の整備

- ・社会教育団体が人権課題解決に取り組む活動を支援します。
- ・女性相談支援センターをはじめとする関係機関との連携を強化し、配偶者から暴力を受けている被害者の救済を図ります。

事業名	担当課
○女性人権研修会	中央公民館
○DV対策の取組	福祉事務所

3 保育・介護サービスの充実及び家庭と仕事の両立支援

- ・充実した保育サービスを提供し、女性が安心して働ける環境づくりに努めます。
- ・相談業務を通して、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげるための支援を行います。

事業名	担当課
○充実した保育サービスの提供	教育振興課
○総合相談支援事業	高齢介護課

3 子ども



現状と課題

- 家族形態の多様化や共働き家庭の増加、地域コミュニティの希薄化、子どもの貧困の増加、インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）※利用の低年齢化等、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化するなか、児童虐待や育児放棄、いじめ等の子どもの人権侵害が社会問題になっています。
- 国連では、昭和34（1959）年に「児童の権利に関する宣言」が、平成元（1989）年には「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が採択され、子どもの基本的人権を国際的に保障しています。
- 我が国では、平成6（1994）年に「子どもの権利条約」に批准し、子どもの最善の利益を守り、健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することが合意されました。その後も、平成11（1999）年の「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春、児童ポルノ禁止法）、平成12（2000）年の「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）の施行等、法整備が進んでいます。近年では、平成25（2013）年に「いじめ防止対策推進法」が、平成26（2014）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、いじめや貧困等の社会課題への対応が図られています。
- 平成28（2016）年「児童福祉法」の改正では、児童の健やかな成長・発達が保障されること、権利の主体として尊重されることなどが明確化されました。更に令和2（2020）年に「児童福祉法」が一部改正され、「しつけ」であるかを問わず、保護者による体罰等の禁止が明確化されました。新型コロナウイルス感染症の蔓延による外出自粛に伴う閉鎖的な養育環境での児童虐待件数の増加や、ヤングケアラー※の問題など、子どもの人権に関わる問題が顕在化しています。また、依然として、いじめや体罰、虐待などの身体的・精神的な危害のほか、子どもの貧困など、子どもを取り巻く環境はますます深刻になっています。いじめに関しては、SNSなどインターネット上での誹謗中傷なども多発しています。全ての子どもが社会全体で見守られながら、健やかに成長することができる社会づくりを進めていくことが求められています。
- 本市では、令和元（2019）年度に「第2期香美市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援の充実を図るとともに、令和5（2023）年度に策定した「第2期香美市教育振興基本計画」に基づき、「郷土を愛し、探究的に学び、未来を創る人づくり」に努めています。

具体的な取組

1 子どもが健やかに育つための環境づくり

- ・人権感覚の芽生えの前段となる、道徳性・規範意識が就学前の子どもの意識に芽生えるよう努めます。

事業名	担当課
○「保育所保育指針」に基づく取組	教育振興課

2 子どもに対するあらゆる暴力の解消に向けた相談体制の整備

- ・要保護児童にも不登校、ひきこもり、ヤングケアラーなど複合的な課題を抱えるケースがあり、関係機関との情報共有及び連携の強化に努め、要保護児童の早期発見及び適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図ります。
- ・子どもを取り巻く環境はそれぞれ異なるため、それぞれが有する困難も経済的な困窮、いじめ、不登校、ひきこもり、障がい、虐待など非常に多岐にわたるとともに、いくつかの困難が複合的にあらわれ、その困難をさらに複雑なものとしているケースもみられます。子どもを取り巻く家庭環境等も含めての支援体制の充実を図るため、教職員とスクールカウンセラー（SC）*やスクールソーシャルワーカー（SSW）*等の専門スタッフ、関係機関が連携しながら組織としての支援体制・相談体制を充実させます。

事業名	担当課
○児童家庭相談事業	福祉事務所
○「チーム学校」としての取組	教育振興課

3 不登校対策

- ・校区内連携の取組として、小学校と中学校あるいは小学校同士が連携し、個別最適な支援等による不登校の未然防止とその先の社会的自立を目指した支援の充実を図ります。

事業名	担当課
○学校に行こうプロジェクト	教育振興課

4 いじめ対策・問題行動対策

- ・問題行動のある児童、生徒及び少年における諸問題の未然防止を図ります。

事業名	担当課
○問題行動対策	少年育成センター

5 地域ぐるみの子育て支援

- ・香美市内小中学校・県立山田特別支援学校の児童生徒を対象に、年間を通じ、子どもたちへ様々な体験の場の提供を行います。
- ・多様なライフスタイルに対応した子育てを支援するとともに、関係部署とも連携して厳しい環境にある家庭の子どもや保護者を支援し、子育ての孤立化や不安の解消を図ります。

事業名	担当課
○香美市こども教室	中央公民館
○子育て支援の充実	教育振興課

6 子どもが人権を学ぶ機会づくり

- ・ じんけんサークル「まごころ」(人権教室)を開催し、人権問題に幅広く知識を深める研修を企画し、中学生、高校生、社会人まで幅広い層の主体的な学びの場を提供します。
- ・ 香美市内の各小中学校において、人権問題に関する作文・標語の作成を呼びかけ、その作成を通じて人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めることで、人権課題解決に向けての意欲化を図ります。
- ・ 思いやりの気持ちを持ち、他者を尊重できる人権意識や、誰もが生まれながらにもっている人権について、学習や体験を通して考える機会を提供します。
- ・ 子どもたちが花を育てることによって、命の大切さや、相手を愛しむ心を育てる機会を提供します。

事業名	担当課
○じんけんサークル「まごころ」(人権教室) ○人権作文集	生涯学習振興課
○いのちのふれあい教室(思春期保健事業)	健康推進課
○人権の花運動	ふれあい交流センター

4 高齢者



現状と課題

- 近年、高齢化の一層の進行に伴い、認知症や介護を必要とする高齢者が増加することで、家族介護の負担は非常に重くなっています。こうしたなか、高齢者に対する虐待や介護放棄等が社会問題になっています。
- 我が国では、平成7（1995）年の「高齢社会対策基本法」、平成8（1996）年の「高齢社会対策大綱」において、高齢社会対策の基本的かつ総合的な指針が示されました。平成12（2000）年には、「介護保険制度^{*}」が導入され、社会全体で高齢者を支える仕組みづくりが進められています。また、平成18（2006）年には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、高齢者の虐待防止と虐待からの救済、介護者の支援等に関する取組を推進しています。その他、令和5（2023）年度に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（認知症基本法）が施行され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進しています。
- インターネットは、子どもから高齢者にいたるまで、パソコン、タブレット、スマートフォン等の情報機器を介し、幅広く利用されています。メールやSNS等の利用者がインターネット上の有害情報に起因して消費者被害や犯罪に巻き込まれるケースや人権侵害事案が発生しています。
- 本市では、令和5（2023）年度に「香美市第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、高齢者行政を推進するとともに、市地域包括支援センター^{*}と市社会福祉協議会が中心となり、認知症サポーターの養成講座を開催するなど、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりに取り組んでいます。

具体的な取組

1 権利擁護の推進

- ・日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護を目的とするサービスや制度を活用する等、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図ります。特に、高齢者の権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、成年後見制度の利用、高齢者虐待対応や老人福祉施設への措置等の諸制度を活用し支援します。
- ・高齢者虐待（身体的・性的・心理的・経済的）及びネグレクト（介護放棄）等の問題については、県や社会福祉協議会、社会福祉法人等と連携し、早期発見・防止のための地域支援体制づくりを推進するとともに、発見者の通報義務の周知徹底や相談窓口の設置、虐待を受けている高齢者を保護するための緊急措置等を拡充し、推進します。
- ・じんけんサークル「まごころ」（人権教室）を開催し、人権問題に幅広く知識を深める研修を企画し、中学生、高校生、社会人まで幅広い層の主体的な学びの場を提供します。

事業名	担当課
○権利擁護事業	高齢介護課
○じんけんサークル「まごころ」（人権教室）	生涯学習振興課

2 高齢者の社会参加活動の促進

- ・地域の誰もが気軽に集い、世代間交流を図るとともに、お互いが見守り支えあう活動を推進します。
- ・高齢者を対象とした人権問題に関する学習の機会を提供します。

事業名	担当課
○あったかふれあいセンター事業	福祉事務所
○高齢者人権研修会	中央公民館

3 高齢者福祉サービス及び介護サービスの充実

- ・認知症支援に関する事業を香美市認知症支援推進協議会と検討しながら進め、認知症になっても、住み慣れた場所で生活できるよう、認知症についての理解を深める機会を提供します。

事業名	担当課
○認知症総合支援事業	高齢介護課

5 障がい者



現状と課題

- 障がいの有無に関わらず誰もが活躍できるノーマライゼーション※社会の実現が求められる中で、障がいに対する差別的な考えが起因した悲惨な事件が発生するなど、障がいのある人への理解促進が必要となっています。
- 国連では、昭和 56（1981）年を「国際障害者年」とし、「完全参加と平等」という理念にのっとり、障がいのある人の機会や権利を擁護する取組が進められました。平成 18（2006）年には「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択され、様々な分野で障がいのある人の権利を保障するための取組を締約国に求めています。
- 我が国では、平成 5（1993）年に「心身障害者対策基本法」を改正した「障害者基本法」が施行され、障がいのある人の個人の尊厳が重んぜられ、尊厳にふさわしい処遇を保障される権利をもつこと、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが明らかにされました。近年では「障害者権利条約」の批准に向け、平成 23（2011）年に「障害者基本法」の改正、平成 24（2012）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）、平成 25（2013）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）、平成 28（2016）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行等の法整備が進み、平成 26（2014）年には「障害者権利条約」に批准し、我が国で効力が生じることとなりました。
- 本市では、令和 5（2023）年度に「第 4 次香美市障害者計画」、「第 7 期香美市障害福祉計画」、「第 3 期香美市障害児福祉計画」を策定し、障害のある人もない人も、一人ひとりの人格と個性を尊重し合う共生のまち・香美市の実現を目指して取り組んでいます。

具体的な取組

1 虐待防止に関する取組の推進

- ・「障害者虐待防止法」に規定される障がい者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護、擁護者に対する適切な支援及び関係機関や民間団体との連携協力体制の整備を行います。

事業名	担当課
○香美市障害者虐待防止対策事業	福祉事務所

2 就労支援と就労の場の確保

- ・障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、商工団体等関係機関と連携し、事業者に対し、障がいのある方の就労に対する理解や障がいのある方の能力と適性に応じた就労の場の確保に努めます。

事業名	担当課
○就労支援と就労の場の確保	福祉事務所

3 権利擁護の推進

- ・成年後見制度の周知や、判断能力が十分でない方に対する権利擁護に関する相談体制の充実を図り、利用の促進を目指します。

事業名	担当課
○権利擁護の推進	福祉事務所

4 相談窓口の周知及び相談支援の充実

- ・障がい児者とその家族の相談に対する支援や、日中活動の場の提供等により、障がい児者が地域で望む暮らしの実現に向けて、安心して生活できることを目指します。

事業名	担当課
○相談支援・地域活動支援	福祉事務所

5 共生社会を目指すインクルーシブ教育[※]の充実

- ・きめの細かい教育を保障することで段差のない共生社会の実現を目指すために、教育委員会や教育支援センター等の関係機関と連携し、総合教育支援センター設置に向けた取組を進めます。

事業名	担当課
○総合教育支援センター設置事業	教育振興課

6 福祉と教育の連携強化

- ・じんけんサークル「まごころ」(人権教室)を開催し、人権問題に幅広く知識を深める研修を企画し、中学生、高校生、社会人まで幅広い層の主体的な学びの場を提供します。

事業名	担当課
○じんけんサークル「まごころ」(人権教室)	生涯学習振興課

6 感染症



現状と課題

- 近年、H I V*感染症の治療は進歩し、発病を抑えることも可能になってきています。しかしそのためには薬の服用が必要であり、医療費が相当な負担になることから、平成 10(1998)年にH I V感染者等を免疫機能障がいとし、障がい認定の対象となりました。
- ハンセン病は、感染力の非常に弱い「らい菌」による感染症です。現在は治療方法も確立され、後遺症もなく治癒しますが、平成 8(1996)年に「らい予防法」が廃止されるまで、戦前からの誤った認識による強制隔離政策が行われていました。現在でも、患者や元患者、その家族に対する差別や偏見がみうけられます。こうしたことから、平成 21(2009)年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)が施行されました。
- 平成 11(1999)年に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)では、H I V感染者等やハンセン病患者・元患者を含めた感染症患者等の人権を尊重した対策を総合的に進めることが目指されています。しかし、感染症患者等の人権を擁護する法整備が進む一方、感染症に対する正しい知識と理解の普及は十分とはいえない状況にあります。今後は様々な感染症に対して正しい認識をもち、患者やその家族等の人権が尊重されることが求められます。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等が起きました。新型コロナウイルス感染症は、感染予防を徹底していたとしても、誰もが感染する可能性があることから、行政、住民、企業等が正しい情報に基づき冷静な行動をとることが求められています。
- 本市では、H I V感染者等、ハンセン病患者、新型コロナウイルス感染症等の人権擁護に向けた取組として、偏見や差別等をなくすための啓発活動を行っています。

具体的な取組

1 HIV感染者等に関する正しい知識の普及及び啓発活動

- ・じんけんサークル「まごころ」(人権教室)を開催し、人権問題に幅広く知識を深める研修を企画し、中学生、高校生、社会人まで幅広い層の主体的な学びの場を提供します。
- ・市民の生活及び健康を保護し、感染症が生活等に及ぼす影響を最小限にするとともに、感染症に関する偏見や差別の解消に向けた取組を推進します。

事業名	担当課
○じんけんサークル「まごころ」(人権教室)	生涯学習振興課
○感染症に関する啓発	健康推進課
○感染症に係る人権啓発	ふれあい交流センター

2 ハンセン病に関する正しい知識の普及及び啓発活動

- ・ハンセン病に関する正しい知識を普及させ、偏見や差別の解消に向けた取組を推進します。

事業名	担当課
○感染症に係る人権啓発	ふれあい交流センター

3 相談・支援体制づくり

- ・相談しやすい体制づくりとしての窓口(保健所)の周知やポスター・チラシ等を掲示することで、市民に周知啓発を実施し、感染症に関わりのある人が暮らしやすいまちづくりを推進します。

事業名	担当課
○感染症に関する相談支援及び啓発	健康推進課

7 外国人



現状と課題

- 国際化の進展に伴い訪日する外国人や日本で生活する外国人が増加するなか、人種や民族、国籍に関わらず、互いを尊重しあう多文化共生社会を築いていくことが求められます。一方で、外国人であることを理由とした就労や入居、入店の際の差別や、特定の民族等の人々へ差別的な言動をするヘイトスピーチが社会的な問題となっています。
- 国連では、昭和 23（1948）年に国際的な人権の普遍性について宣言した「世界人権宣言」が採択されたことを受け、昭和 38（1963）年に「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する宣言」、昭和 40（1965）年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）が採択され、締約国は、人種差別の防止とそのための措置を取ることが義務付けられました。
- 我が国では、平成 7（1995）年に「人種差別撤廃条約」に批准し、人種・民族等を理由とするあらゆる差別の撤廃に対する取組を進めています。近年では、平成 28(2016)年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、ヘイトスピーチを抑止・解消する取組が進められています。
- 本市では、外国人に関しての人権教育・啓発活動を実施してきました。本市総人口に占める外国人の割合は少しずつではあるものの上昇傾向となっており、また、高知工科大学があることから、外国人留学生も多く、今後はさらに、互いがともに暮らす市民であることの理解を深める啓発を進めることが求められます。

具体的な取組

1 「意識の国際化」の推進

- ・外国の姉妹都市等と友好を深め、国際交流を通じて市民意識の高揚を図り、外国文化の理解及び市民文化の向上を推進します。

事業名	担当課
○交流活動	定住推進課

2 共生社会実現に向けた教育

- ・異なる習慣・文化をもった人々とともに生きていく態度やコミュニケーション力の育成に向けて、違いを認め合う寛容性のある国際感覚と人権感覚を育む学校教育を推進します。

事業名	担当課
○共生社会実現に向けた教育	教育振興課

3 外国人の人権に関する正しい知識の普及及び啓発活動

- ・じんけんサークル「まごころ」(人権教室)を開催し、人権問題に幅広く知識を深める研修を企画し、中学生、高校生、社会人まで幅広い層の主体的な学びの場を提供します。

事業名	担当課
○じんけんサークル「まごころ」(人権教室)	生涯学習振興課

4 相談窓口の周知

- ・法務局が行う「外国人のための人権相談所」「外国語人権相談ダイヤル」の案内パンフレットを市役所窓口等に設置し、外国語で人権相談に応じることができる窓口を周知することによって、問題解決への支援につなげます。

事業名	担当課
○人権相談窓口の周知	ふれあい交流センター

8 犯罪被害者等



現状と課題

- 犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害に加え、行き過ぎた報道によるプライバシーの侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等、二次的な被害を受けることが問題となっています。
- 国では、平成17（2005）年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、地方公共団体に対しては、相談体制の整備等が求められています。
- 本市では、犯罪被害者等の人権を守るための啓発や相談・支援体制の充実に努めています。

具体的な取組

1 犯罪被害者等の人権に関する教育・啓発

- ・相談窓口の周知や犯罪被害者等の権利擁護に関する啓発を行うことで、犯罪被害者が受けた被害の早期回復及び軽減並びに犯罪被害者等の権利利益の保護を図ります。
- ・じんけんサークル「まごころ」（人権教室）を開催し、人権問題に幅広く知識を深める研修を企画し、中学生、高校生、社会人まで幅広い層の主体的な学びの場を提供します。

事業名	担当課
○犯罪被害者週間の啓発	総務課
○じんけんサークル「まごころ」（人権教室）	生涯学習振興課

2 犯罪被害者等への相談・支援体制の充実

- ・相談者への情報提供と、必要に応じて関係機関につなげる体制を目指します。

事業名	担当課
○犯罪被害者等に関する総合的な対応窓口の設置	総務課

9 インターネットによる人権侵害



現状と課題

- 情報社会の進展により、インターネットを通じて誰もが情報の発信・収集が可能となった一方、その匿名性や容易さから、他人を誹謗・中傷する書き込みや個人情報の無断掲示等がみられ、個人の名誉やプライバシーを侵害することが人権問題となっています。また、インターネット上に一度でも情報が掲載されると、完全な削除が難しいことや、インターネット利用の低年齢化により、幼少期から正しい利用や危険性について啓発することが重要な課題となっています。
- 子どもから高齢者にいたるまでインターネットは身近なものとなっており、スマートフォンの急速な普及に伴い、SNS等を利用したいじめや誹謗・中傷の加害者や被害者になったり、未成年者がインターネットを通じた誘い出しにより性的被害や暴力行為といった犯罪やトラブルに巻き込まれる事例も発生しています。また、SNSは、新たな交流の場となっている一方、SNSでは『被害者』としてだけでなく、意識しないうちに『加害者』にもなりうる可能性が認められ、誹謗中傷やプライバシーの侵害などの人権問題も発生しています。
- 我が国では、平成14（2002）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が施行され、人権を侵害する書き込みに対しての取り締まりが進められています。また平成21（2009）年に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が平成30（2018）年に改正され、18歳未満の青少年のフィルタリングサービス^{*}の義務付けが強化されました。平成26（2014）年にはいわゆるリベンジポルノへの対策として、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）が施行され、性的な画像等のインターネット上へのばらまき防止が図られています。SNSの普及で新たな情報開示ルールが必要となり、令和3（2021）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、SNSのログイン型投稿においても開示請求を行うことを可能とした、開示請求範囲の拡大が認められています。
- 本市では、インターネットの便利さに潜む危険性について正しく理解し、正しい利用方法等について理解できる啓発活動を推進しています。さらに、インターネットを利用する上で必要最低限の法令や権利、マナーに関することや人権侵害が起こった場合の対応方法の周知についても取り組んでいます。
- インターネットによる人権侵害については、規制や管理方法による人権擁護が強く求められる一方で、インターネットの危険性やモラルについて理解を深める啓発を一層推進していくことが必要です。

具体的な取組

1 情報モラル等に関する啓発

- ・インターネットによる人権侵害に対する正しい理解と認識を深めてもらうための啓発活動を行い、人権侵害の防止を図ります。
- ・じんけんサークル「まごころ」(人権教室)を開催し、人権問題に幅広く知識を深める研修を企画し、中学生、高校生、社会人まで幅広い層の主体的な学びの場を提供します。

事業名	担当課
○インターネット人権侵害の啓発	ふれあい交流センター
○じんけんサークル「まごころ」(人権教室)	生涯学習振興課

2 人権侵害への対応の啓発と関係機関との連携強化

- ・インターネットによる人権侵害が起こった場合、関係機関と連携しながら迅速かつ適切な対応に努めます。

事業名	担当課
○インターネット人権侵害対策	ふれあい交流センター

3 小中学校における情報教育の取組

- ・情報社会における正しい判断力や望ましい態度を育てるために、ルールやマナーを守ること、また発信する情報や情報社会での行動に責任をもつことなど、発達段階に応じて、情報モラル教育に取り組みます。合わせて情報社会で安全に生活するための危機回避の方法の理解やセキュリティの知識・技能、健康への意識を育てることに取り組みます。

事業名	担当課
○ネット宣言の啓発支援	教育振興課
○情報モラル教育の推進	

10 災害と人権



現状と課題

- 平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災は、多くの人命を奪い、人々の暮らしを一変させただけでなく、農林水産業、製造業、観光業等が風評被害に見舞われ、国においても広範囲にわたる大災害に対する対策の難しさ、重要性を認識させられることとなりました。
- 災害後、被災した人々の長期化した避難所生活のストレスだけでなく、避難所においてプライバシーが保護されないという問題も発生しました。女性・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人等への避難所生活での配慮も問題になりました。さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生により、根拠のない思い込みや偏見から、原発事故による避難者のホテルでの宿泊拒否や、子どもが避難先の学校でいじめられる人権問題も発生しています。
- 本市では、近隣市町村と協力して知的・発達障がい者を対象とした広域福祉避難所の協定を結ぶなど体制づくりを進めています。また住民の防災意識を高め、家庭や職場、学校における地域の防災行動を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育を推進しています。
- 南海トラフ地震が発生した場合、高知県内では多数の避難者が発生し、特に沿岸部の市町村で、避難所の収容能力に不足が想定されることから、中央圏域 14 市町村において、広域避難に関する協定を締結しました。今後、他市町村からの避難受け入れ要請に対応できるよう、体制整備を進めることが重要です。

具体的な取組

1 災害時の人権への配慮に関する教育・啓発

- ・「災害と人権」に関する学習会を行い、災害時においても、人権が守られ、安心して生活を送れるよう、正しい理解と行動が伴うようになることを目指します。
- ・じんけんサークル「まごころ」(人権教室)を開催し、人権問題に幅広く知識を深める研修を企画し、中学生、高校生、社会人まで幅広い層の主体的な学びの場を提供します。

事業名	担当課
○災害と人権に関する学習会及び啓発	防災対策課 ふれあい交流センター
○じんけんサークル「まごころ」(人権教室)	生涯学習振興課

2 避難支援における体制づくりの強化

- ・避難行動要支援者の台帳整備及び災害発生時における避難計画となる個別避難計画の作成を推進します。

事業名	担当課
○災害時要配慮者避難支援対策事業	福祉事務所

3 災害弱者に配慮した避難所運営

- ・地域における生活者の多様な視点を反映した避難所運営体制を確立し、地域防災力の向上を図ります。

事業名	担当課
○避難所運営	防災対策課

4 広域避難の受け入れ

- ・津波の被害想定のない広域避難の受入自治体として、市内外を問わず、避難者が安心して避難生活を送れるような支援に努めます。

事業名	担当課
○広域避難の受け入れ	防災対策課

11 性的指向・性自認・性表現



現状と課題

- 性的マイノリティとは、生物学的な性（からだの性）と性自認（こころの性）が一致しない性同一性障がいの人々や、同性愛や両性愛といった性的指向等をもった人々のことをいいます。LGBTという言葉が広まりつつありますが、近年では、性的指向（Sexual Orientation）・性自認（Gender Identity）・性表現（Gender Expression）の頭文字をとった「SOGIE」（ソジー）という言葉が国際的には使われつつあります。性的指向・性自認・性表現はLGBTにあたる人だけでなく、全ての人に関係するという概念であり、性的マイノリティをより広範に捉えています。性的マイノリティは国内にも8%程度いるとする調査結果もありますが、正しい理解がないために差別的な扱いを受けたり、偏見を恐れて周囲に自分の性についてカミングアウト*できない、といった社会生活における支障がみられます。
- 世界では、平成20（2008）年、国連総会でははじめてのLGBTに対する人権保護の促進を求めるものとして、性的指向と性自認に関する声明が提出されました。平成23（2011）年には性的指向と性同一性に関する国連決議がはじめて採択され、これをきっかけとして平成24（2012）年には国連の政府間機関においてはじめてLGBTについての正式な討論が行われました。
- 我が国では、平成16（2004）年に、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）が施行され、一定の条件を満たす人について戸籍の性別変更が可能となりました。（平成20（2008）年に一部改正）。また、令和5（2023）年には「性的指向および性同一性に関する国民の理解増進に関する法律」（LGBT理解増進法）が施行され、LGBTの理解の増進に向けた取組が進められています。
- 本市では、今後国や県、先進自治体の取組等を参考にしながら、市民の性的マイノリティに対する理解を高める施策に取り組むとともに、相談支援体制を整備していくことが求められます。

具体的な取組

1 性的指向・性自認・性表現に関する啓発活動

- ・じんけんサークル「まごころ」(人権教室)を開催し、人権問題に幅広く知識を深める研修を企画し、中学生、高校生、社会人まで幅広い層の主体的な学びの場を提供します。

事業名	担当課
○じんけんサークル「まごころ」(人権教室)	生涯学習振興課

2 相談支援体制づくり

- ・性的マイノリティやその家族が抱える困難を理解し解決に向けて、安心して相談できる体制づくり及びパートナーシップ制度を創設して支援体制を整備します。

事業名	担当課
○LGBTQ※支援	ふれあい交流センター

3 学校教育における支援体制づくり

- ・児童生徒の状況が多様であることを理解し、児童生徒の希望に基づく配慮を行うとともに、性の多様性を認め合える環境づくり、支援体制を充実させます。

事業名	担当課
○共生社会の実現に向けた教育	教育振興課

12 その他の人権課題



現状と課題

- 平成 19(2007)年に、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択されたことを受け、日本では、平成 20(2008)年に国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されましたが、アイヌに対する無知や理解不足から差別や偏見が依然として存在しています。令和元(2019)年には、アイヌの人々を先住民族と規定した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されるなど、アイヌの人々の文化を振興し、国民の理解を促進するための様々な施策が推進されています。しかし、アイヌの人々に対する無知や理解不足から、今なお差別や偏見は依然として残っています。
- 平成 28(2016)年には、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となるよう支援することを基本理念の一つとして、「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布されました。刑を終えて出所した人に対しては、周囲の偏見や差別意識があり、住居の確保や就職が困難であり、社会復帰を目指す人にとって現実には厳しい状況にあります。
- 平成 18(2006)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。これにより、拉致問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるなど、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年 12 月 10 日から 16 日までの 1 週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることが定められました。北朝鮮当局による拉致問題は、我が国の主権を侵害すると同時に、重大な人権侵害です。国際的な人権問題の解決のため、国民の関心と認識を高めるとともに、国際社会と連携しながら、拉致問題の実態を解明し、解決に向けた努力を続けていく必要があります。
- ハラスメントは、相手方の意に反する性的な言動などによる「セクシュアル・ハラスメント」、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に職務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える「パワー・ハラスメント[※]」等があります。令和元(2019)年には、「改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)」が成立し、事業主によるパワー・ハラスメント対策は、令和 2(2020)年から義務化されました。
- その他、「個人情報の流出やプライバシーの侵害」、「親子関係・戸籍・国籍」、「人身取引(トラフィッキング)[※]」等の人権問題があり、今後、社会状況等の変化に伴い、様々な問題が顕在化することも予想されます。こうした問題に対しても、状況に応じた意識啓発に努めます。

具体的な取組

1 アイヌの人々

- ・異なる国籍や民族の文化や伝統について学び、文化の相違を認め合い、対等な関係を築きながら共に生きていこうとする人権感覚を育む教育を推進します。
- ・じんけんサークル「まごころ」(人権教室)を開催し、人権問題に幅広く知識を深める研修を企画し、中学生、高校生、社会人まで幅広い層の主体的な学びの場を提供します。

事業名	担当課
○多文化共生に向けた教育	教育振興課
○じんけんサークル「まごころ」(人権教室)	生涯学習振興課

2 刑を終えて出所した人

- ・犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会の実現を目指すために、社会を明るくする運動を通じて、市民への広報活動等の取組を推進します。
- ・じんけんサークル「まごころ」(人権教室)を開催し、人権問題に幅広く知識を深める研修を企画し、中学生、高校生、社会人まで幅広い層の主体的な学びの場を提供します。

事業名	担当課
○社会を明るくする運動	福祉事務所
○じんけんサークル「まごころ」(人権教室)	生涯学習振興課

3 その他の人権課題

- ・市民に拉致問題に対し関心をもってもらい、認識を深めてもらう機会を提供します。
- ・人身取引の防止及び撲滅におけた取組を推進します。
- ・職員研修でハラスメント問題の研修を実施するなど、ハラスメント行為を認識してもらい、防止につなげる取組を推進します。
- ・生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するための取組を推進します。
- ・行旅人に旅費を支給し、支援を行います。
- ・関係課との連携及び適切な情報共有を行い、様々な事情により無戸籍となっている方の解消を図ります。

事業名	担当課
○北朝鮮当局による拉致問題に係る啓発事業 ○人身取引に係る啓発事業 ○ハラスメント問題等に係る啓発事業	ふれあい交流センター
○職員研修（ハラスメント研修）	総務課
○生活保護事務 ○行旅人・行旅死亡人事務	福祉事務所
○無戸籍児・者対策	市民保険課

13 関係施策一覧



※第2期計画の中間年（令和5年度）に市内ヒアリングを実施し、取組内容の更新を行いました。この取組計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

人権課題	同和問題			
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
「部落差別をなくする運動」強調旬間記念事業	「人権」をテーマに子どもから高齢者まで幅広い層の方が多く参加できるようなイベント（講演会や映画会等）を行う。 同和問題に対する認識と理解を深め、人権意識の普及高揚を図る。	コロナウイルス感染状況により、開催が左右されるため、大規模な講演会等の実施が難しい。 また、感染を拡大させない開催を検討する必要がある。	「人権」をテーマに子どもから高齢者まで幅広い層の方が多く参加できるようなイベント（講演会や映画会等）を行い、各会場のキャパシティ8割以上の集客を目指す。 目標：100名参加	生涯学習振興課
「部落差別をなくする運動」強調旬間人権パレード	関係団体から多くの参加を得て、より効率的、効果的な啓発を目指し街頭啓発・巡回広報を行う。 部落差別をなくする運動強調旬間の啓発と人権啓発を行う。	市内各所を広報車で回りながら、チラシや啓発グッズを配布するなどの啓発活動を行ってきた。 令和2年度より、コロナ禍のため、中止になった年もあるが、令和3年度以降は街頭啓発を実施。 また、巡回広報については規模の縮小や実施方法を変えて行っている。 感染を拡大させない実施方法を考える必要がある。	関係団体から多くの参加を得て、より効率的、効果的な啓発を目指す。	生涯学習振興課
「部落差別をなくする運動」強調旬間における啓発事業	同和問題に対する正しい認識と理解を深め、偏見や差別意識の解消を図る。	例年、生涯学習振興課主体で実施していたパネル展を、令和5年度はふれあい交流センターにて実施。 生涯学習振興課との事前の連携が必要で、予算を伴う場合は、前年度には事業概要を計画する必要がある。	生涯学習振興課の事業とは異なる形で毎年継続して実施する。	ふれあい交流センター
交流事業	市民間の相互理解を深め、差別意識や偏見を解消する。	文化活動教室、こどもふれあい教室、ウォーキング等を行い、市民の交流を図っている。こどもふれあい教室は、令和2年度から実施していない。 参加者が固定化している傾向があるため、より多くの方に参加してもらえる内容にする必要がある。また、新型コロナの影響で縮小・中止してきた事業を見直して復活させたり、新たな事業を立ち上げたりしなければならない。	こどもふれあい教室を再開させる。 各教室等を合わせて年間5回以上実施する。	ふれあい交流センター
じんけんサークル「まごころ」(人権教室)	中高生を中心に参加者を募集し、各種人権課題について学習する機会をつくる。	自宅学習や部活動等の理由で中学生、高校生の参加者は少ない。参加者増につながる魅力的な研修内容にする必要がある。	『知りたい、聴きたい』と思う内容で開催し、現在より多くの方に参加してもらえる研修とする。	生涯学習振興課

人権課題		同和問題（続き）		
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
相談事業	生活上の相談・人権に関わる相談に応じ、適切な助言指導を行う。	生活上の相談や人権に関わる相談業務を行い、必要に応じて関係機関との連携調整を図りながら実施している。地域の相談窓口であることは一定周知されているが、人権全般に係る相談を行っていることの周知が不十分と思われる。	必要に応じて関係機関と連携を図りながら、適切に相談支援を行う。	ふれあい交流センター

人権課題		女性		
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
男女共同参画学習会	性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる社会への理解と認識を深める。	令和元年度以前は毎年3回程度の学習会を実施していたが、令和2・3年度の開催はいずれも1回となった。学習会開催回数の復活とともに、学習内容を充実させて参加者増に努める必要がある。	学習会を年3回以上行い、参加者を計100名以上とする。	ふれあい交流センター
男女共同参画推進事業	男女共同参画社会に関心をもってもらう。固定観念に気づき、意識を変えるきっかけをつくる。共同参画の場を広げる。	じんけんフェスティバルにおいて、啓発パネルの展示を行っているが、その他の啓発活動は十分とはいえない。今後は男女共同参画月間等、様々な機会を捉え、広報誌等でも啓発を行う必要がある。	男女共同参画社会に係る啓発事業を学習会とは別に年2回以上実施する。	ふれあい交流センター
じんけんサークル「まごころ」(人権教室)	中高生を中心に参加者を募集し、各種人権課題について学習する機会をつくる。	自宅学習や部活動等の理由で中学生、高校生の参加者は少ない。参加者増につながる魅力的な研修内容にする必要がある。	『知りたい、聴きたい』という内容で開催し、現在より多くの方に参加してもらえる研修とする。	生涯学習振興課
女性人権研修会	社会教育団体が人権課題解決に取り組む活動を支援する。	主催事業として人権研修を主催及び近隣自治体の団体と共催するとともに、県や他団体が行う人権研修会等へ参加する。	市婦人会が主体となり、人権問題を正しく理解するため学習会の実施と各種研修会へ参加する。 目標：令和6年度以降年間1回	中央公民館
DV対策の取組	配偶者からの暴力の被害者の救済を図ることを目的とする。	相談時に対応し、女性相談センター等の適切な関係機関につなぐ。相談窓口についての啓発に努める。	各関係機関と連携し、被害者の救済を図る。	福祉事務所
充実した保育サービスの提供	充実した保育サービスを提供し、女性が安心して働ける環境づくりに努める。	香美市管内では公立保育園では乳児・幼児を受け入れているが、私立施設の受け入れは乳児のみとなっている。私立施設においても、保育を必要とする幼児の受け入れが行えるよう、関係施設と連携し、保育を必要とする幼児の受け入れ体制を充実していく事が課題である。	保育を必要とする幼児の受け入れ施設の増加（1園以上）	教育振興課

人権課題		女性（続き）		
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
総合相談支援事業	高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とする	本人家族等からの相談により、介護保険申請や介護保険サービス利用手続き等の支援を行っている。相談時において認知症カフェの紹介や介護に関する情報等の提供につとめている、高齢者の状況把握や、相談から適切なサービス等につなげる業務であるが、担当する専門職の確保に毎年苦慮している。	適切な情報提供、サービス利用支援や関係機関へのつなぎができる。	高齢介護課

人権課題		子ども		
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
「保育所保育指針」による取組	人権感覚の芽生えの前段となる、道徳性・規範意識が就学前の子ども意識に芽生えよう努める。	道徳性・規範意識の芽生えを意識した内容の保育について取り組んではいる。	全ての保育園で、道徳性・規範意識の芽生えを意識した内容の保育を実施する。	教育振興課(幼保)
児童家庭相談事業	要保護児童の早期発見及び適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報交換を行い、要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に対する支援の内容に関する協議を行い、関連する諸活動を行う。	関連機関と連携を取り、役割分担、課題解決に向けた支援方法を検討している。定例支援会議を開催し、組織的に管理ケースの支援方法を協議し、決定している。担当が専門職研修を全課程受講し、専門職の人材育成を図った。児童を保護する社会資源や人材が不足している。	今後も、関連機関と連携を図り、要保護児童の早期発見及び適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図る。	福祉事務所
「チーム学校」としての取組	教職員とSCやSSW等の専門スタッフ、関係諸機関が連携しながら組織としての支援体制・相談体制を充実させる。	子どもを取り巻く環境はそれぞれ異なるため、それぞれが有する困難も経済的な困窮、いじめ、不登校、ひきこもり、障がい、虐待など非常に多岐にわたるとともに、いくつかの困難が複合的にあらわれ、その困難をさらに複雑なものとしているケースもみられる。そのため、個々の状況に応じたきめ細やかな支援が必要となっている。	教育、福祉、保健、医療等の連携による横のつながりと幼児・児童・生徒、そして社会へとつなげていく縦のつながりを構築していく。	教育振興課
香美市こども教室	香美市内小中学校・県立山田特別支援学校の児童生徒を対象に、年間を通じ、子どもたちへ様々な体験の場の提供を行う。	各教室に興味をもった香美市内の児童が集うため、子どもの特性を把握しきれず、教室活動や交流が円滑に進めない場合がある。	関係機関等と連携を図りながら、教室活動に参加している実感・達成感や充実した時間を過ごすことができるよう、適切な支援を図る。	中央公民館

人権課題		子ども（続き）		
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
子育て支援の充実	多様なライフスタイルに対応した子育てを支援するとともに、関係部署とも連携して厳しい環境にある家庭の子どもや保護者を支援し、子育ての孤立化や不安の解消を図る。	延長保育、病後児保育事業を実施する。また、家庭支援推進保育士を配置する等、厳しい環境にある家庭の子どもや保護者を支援し、子育ての孤立化や不安の解消を図る。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各校に配置して相談・指導を行い、子どもや保護者の心に寄り添った支援を行うとともに、香美市教育支援センターの充実を図る。	多様化・複雑化する保護者の不安や悩みに継続的に関わることで、保護者の不安を解消し、子どもの健やかな育ちにつながる。	教育振興課
学校に行こうプロジェクト	校区内連携の取組 小中・小が連携した個別最適な支援等による不登校の未然防止とその先の社会的自立を目指した支援の充実を図る。	増加傾向にあった不登校児童生徒数は、令和4年度に減少したものの新規の不登校児等生徒の出現率は、依然として高い状況にあるため、不登校の未然防止に継続して取り組む必要がある。	小中学校ともに長期欠席児童生徒出現率と新規者数を前年度より減少させる。	教育振興課
問題行動対策	問題行動のある児童、生徒及び少年における諸問題の未然防止。	香美市児童生徒等自立支援教室運営事業実施要領を平成28年6月16日から施行している。その当時は、非行少年がおり、教職員が補導教員として対応していたと思われる。(少年育成センター職員として在籍) 令和5年度の現状として、今年度から補導教員が学校現場に戻り、職員の補充もない。 また現状として、非行少年が「児童生徒等自立支援教室」を利用する対象者がいない状態である。 今後、非行少年が「児童生徒等自立支援教室」を利用する対象者があっても、現在の少年育成センター職員が対応するためには、教職員のような指導力はなく、他の業務も行っており、専門的に業務を遂行することはできなく、さらに兼務で業務を行うことは、現実的に不可能である。	少年育成センターの職員が、青色回転灯装備車両で香美市内を巡回して、問題行動のある児童、生徒及び少年を見つけた場合は、注意等を行い、学校又は警察へ繋ぎ、諸問題に対して未然防止に努める。	少年育成センター
じんけんサークル「まごころ」(人権教室)	中高生を中心に参加者を募集し、各種人権課題について学習する機会をつくる。	自宅学習や部活動等の理由で中学生、高校生の参加者は少ない。参加者増につながる魅力的な研修内容にする必要がある。	『知りたい、聴きたい』と思う内容で開催し、現在より多くの方に参加してもらえる研修とする。	生涯学習振興課
人権作文集	香美市内の各小中学校から人権作文及び標語を集め、作文集を作成する。 人権問題に関する作文・標語を書くことにより、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深める。	校長会を通じて各小中学校へ呼びかけ、令和3年度は全小中学校から、作文32点、標語89点の応募があった。作文集を通して、人権についての意識をより一層高めるとともに、あらゆる人権課題解決へ向けての意欲化を図るためにも、継続した取組が必要である。	引き続き、香美市全小中学校からの作品の応募を維持していく。 作文集を作成することで人権課題解決へ向けての意欲化を図る。	生涯学習振興課

人権課題		子ども（続き）		
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
いのちのふれあい教室（思春期保健事業）	命の誕生の話しや聴診器やドップラーを使って心音を聴くなどの体験を通して、児童が命の尊さや神秘を感じ、自分や他人を大切にすることを学ぶことを目的としている。	香美市内小学校全7校で事業継続できている。中学校においても、平成28年度より大柁中学校、平成29年度より香北中学校で実施できている。令和元年度には鏡野中学校でも実施することができ、市内全小・中学校で実施ができた。学校により生徒数の差が大きく、実施時期や方法は学校に合わせたものを検討する必要がある。	全小中学校での実施を継続することができる。	健康推進課
人権の花運動	子どもたちが花を育てることによって、命の大切さや、相手を愛しむ心を育てる。	毎年小中学校・保育園合わせて5校（園）程度が実施。園児・児童・生徒が花を育て、命の大切さや相手を愛しむ心を育み、育てた花の一部を福祉施設等に寄贈している。花を育て福祉施設へ寄贈するだけでは、人権啓発としての効果が薄いため、プラスαの工夫が必要。	継続して毎年5校（園）程度実施する。また、実施した学校（園）へのアンケート調査で満足度が平均7.5以上（10点満点）を目指す。	ふれあい交流センター

人権課題		高齢者		
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
あつたかふれあいセンター事業	地域の誰もが気軽に集い、世代間交流を図るとともに、お互いが見守り支えあう活動を推進する。	土佐山田圏域では、傾聴ボランティア*や電話での見守り活動、出前カフェ、見守り郵便等の活動を行う地域サロンボランティアたんぼの会への支援を中心に行っている。香北・物部圏域では、地域サロン「みによん」と「ひとやすみ」を開設し、定期的にものづくりを中心としたサロンイベントを行い、住民同士が交流できる機会を提供している。地域におけるボランティアの必要性は感じているが、ボランティア活動への参加者が増えていない。ボランティアの新規育成を図るため活動の周知等の情報発信を図りたい。	土佐山田圏域と香北・物部圏域の拠点を中心に、誰もが住み慣れた地域で、生き生きと暮らしていけるよう、必要な見守りや支え合いの支援について、住民や関係者とともに考え、それぞれの立場で実現に向けて取り組み、生活につながる仕組みをつくり、それぞれの地域特性に応じた取組を効果的に行う。	福祉事務所
高齢者人権研修会	高齢者を対象に人権問題に関する学習をする。	現在、固定された地区での研修会は継続して行われている。人権研修を開催する地区に限られていて、広がりが少ない。研修を行うにあたって、市から講師等の派遣が可能なこと等、PRが必要である。	地区公民館や団体等が行う高齢者を対象とした人権研修に講師を派遣し、参加者の増加を目指す。	中央公民館
ふれあいサロンにおける人権学習	高齢者における人権意識を向上させることにより、他者に対する人権尊重とともに、自己の人権侵害に気付くきっかけをつくる。	例年、年に2回程度の学習を実施している。	参加者の人権に係る理解を深める。	ふれあい交流センター

人権課題		高齢者（続き）		
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
権利擁護事業	地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的とする。	介護支援専門員や関係機関から地域包括支援センターに寄せられる日々の相談業務から、困難ケースや高齢者虐待（疑い）の把握、対応を行っている。認知症状の悪化や低所得、支援力の低下等様々な要因が重なり生じている問題に対し、日常生活自立支援事業の紹介や必要に応じ成年後見制度の市長申立、消費者問題については市の商工観光課の消費者相談係につなぐなど関係機関と連携し対応を行っている。難しい事例が多く、対応には苦慮している。	①早期発見・早期対応のため、相談窓口を周知する。②地域や関係機関等との地域支援体制づくりを推進する。③相談対応や適切な制度利用に向け、職員のスキルアップに努める。	高齢介護課
認知症総合支援事業	認知症になっても、住み慣れた場所で生活でき、また認知症についての理解を深めることを目的とする。	令和3年度は、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、できる範囲での啓発活動となった。主に、認知症予防教室、認知症カフェ、認知症ケアパスの配布を行った。昨年度から続く新型コロナウイルス感染症の影響により、認知症サポーター養成講座の中止や、学校・各団体に対する認知症啓発が実施できていない等、啓発活動が計画どおりに進められていない。認知症ケアパス（認知症支援ガイドブック）、認知症啓発ポスターについては、医療機関等に継続して配布し、啓発に努めている。	認知症についての理解が深まり、本人や家族が相談でき、対応方法等について周囲が理解できる。	高齢介護課
じんけんサークル「まごころ」(人権教室)	中高生を中心に参加者を募集し、各種人権課題について学習する機会をつくる。	自宅学習や部活動等の理由で中学生、高校生の参加者は少ない。参加者増につながる魅力的な研修内容にする必要がある。	『知りたい、聴きたい』と思う内容で開催し、現在より多くの方に参加してもらえる研修とする。	生涯学習振興課

人権課題		障がい者		
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
香美市障害者虐待防止対策事業	「障害者虐待防止法」に規定される障がい者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護、擁護者に対する適切な支援及び関係機関や民間団体との連携協力体制の整備を行なう。	平成24年度に障がい者虐待に関する対応窓口として「香美市障害者虐待防止センター」を設置、平成29年度に設置の「香美市障害者虐待防止等連携協議会」を令和2年度から「香美市権利擁護連携協議会」へ拡大発展させ、運営している。虐待を受けている障がい児者の避難施設が不足しており、迅速な対応ができないケースが発生している。	令和5年度中の成年後見制度利用促進法に基づく中核機関の設置を目指す。 (令和5年4月に成年後見制度利用促進法に基づく中核機関を設置した。)	福祉事務所
就労支援と就労の場の確保	障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、商工団体等関係機関と連携し、事業者に対し、障がいのある方の就労に対する理解や障がいのある方の能力と適性に応じた就労の場の確保に努める。	平成29年6月の香美市の民間企業における障がい者雇用率は全国平均を上回っているものの就労の場はまだ不十分で、就労の場の確保は緊急かつ重要な課題となっている。また、同年実施したアンケート調査結果によると、多くの障がいのある方が就労に向けての支援を求めており、今後も障害者就業・生活支援センター等との連携により、市内及び近隣企業等における障がい者雇用への理解や、障がいの特性に対応した就業形態への理解等を進め、障がいの程度に関わらず、障がいのある方の就業機会の拡大を図っていく必要がある。	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がいのある方の雇用の促進に対し、理解・協力を求めていく。就労を希望する障がいのある方やその家族から相談があった場合には、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図り、就職につなげていく。	福祉事務所
権利擁護の推進	成年後見制度の周知や、判断能力が十分でない方に対する権利擁護に関する相談体制の充実を図り、利用の促進を目指す。	令和2年度は、市長が行う審判請求により後見が開始された者はいない。中核機関（権利擁護センター）の設置に向けて関係機関と調整中。以前から、後見人の担い手不足が全国的な課題となっている。	令和5年度中の成年後見制度利用促進法に基づく中核機関の設置を目指す。 (令和5年4月に成年後見制度利用促進法に基づく中核機関を設置した。)	福祉事務所

人権課題		障がい者(続き)		
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
相談支援・地域活動支援	障がい児者とその家族の相談に対する支援や、日中活動の場の提供等により、障がい児者が地域で望む暮らしの実現に向けて、安心して生活できることを目指す。	障害者相談支援事業、地域活動支援センター事業ともに、毎年、香美市障害者自立支援協議会へ実績を報告している。障害者相談支援事業は、精神障がい者や発達障がい児(者)、又はその介助者からの相談が増えている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、面談等に支障が出てきている。地域活動支援センター事業は、活動環境が良くなり、散歩などもしやすく、安全に活動ができたものの、立地条件の都合から、利用者が減少傾向にある。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、ソーシャルディスタンスを保ちながらマスク着用等といった配慮をしての利用となるため、プログラムも検討が必要になっている。	障害者相談支援事業は、相談内容に多くの課題・問題点が内在するケースが多くなってきていることから、事業所職員の資質向上もさることながら、他の専門機関との連携が必要であり強化していく。地域活動支援センター事業は、利用者増を目指して、送迎について検討していく。また、精神障がい者の利用が伸びているが、継続的な利用に繋がっておらず、障がい特性に応じた個別プログラムを作成して支援していく。	福祉事務所
総合教育支援センター設置事業	きめの細かい教育を保障することで段差のない共生社会を目指す。総合教育支援センター設置に向けた研究を進める。	障がいの状態の多様化が見られる中、専門性の充実した総合教育支援センターの設置が望まれる。情報収集はできているが、具体的な協議ができる場が設定できていない。	障がいの有無に関わらず、個々の子どもの特性や、家庭のニーズに応じたオーダーメイドの支援や合理的配慮が提供されるとともに、誰もが輝いて生きる共生社会の実現に向けた総合教育支援センターの設置を目指す。	教育振興課
じんけんサークル「まごころ」(人権教室)	中高生を中心に参加者を募集し、各種人権課題について学習する機会をつくる。	自宅学習や部活動等の理由で中学生、高校生の参加者は少ない。参加者増につながる魅力的な研修内容にする必要がある。	『知りたい、聴きたい』と思う内容で開催し、現在より多くの方に参加してもらえる研修とする。	生涯学習振興課

人権課題		感染症		
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
感染症に関する相談支援及び啓発	感染症に関わりのある人が、相談しやすい体制づくりを行うとともに市民の理解を促進する。	感染症に関するポスターやチラシ等を掲示する。相談窓口(保健所)の市民への周知は十分でないと思われる。	相談しやすい体制づくりとしての窓口(保健所)の周知やポスター・チラシ等を掲示することで感染症に関わりのある人が暮らしやすいまちづくりを推進する。	健康推進課
感染症に係る人権啓発	市民の生活及び健康を保護し、感染症が生活等に及ぼす影響を最小限にする。感染症に関する偏見や差別を解消する。	SNSなどの普及拡大により、誤った情報が拡散され、偏見や差別を助長させる。新たな感染症が発生した場合、市民が不確かな情報に惑わされたり、過度に恐れることがないように、迅速かつ適切に情報を発信すること。長年誤った知識や思い込みにより不当な扱いをされてきたハンセン病の元患者等の不安解消など。	適切な情報を効果的な場で速やかに発信する。	ふれあい交流センター
じんけんサークル「まごころ」(人権教室)	中高生を中心に参加者を募集し、各種人権課題について学習する機会をつくる。	自宅学習や部活動等の理由で中学生、高校生の参加者は少ない。参加者増につながる魅力的な研修内容にする必要がある。	『知りたい、聴きたい』と思う内容で開催し、現在より多くの方に参加してもらえる研修とする。	生涯学習振興課

人権課題		外国人		
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
交流活動	香美市と連携した外国の姉妹都市等と相互の友好を深め、市民文化の向上と国際交流を図り、そのほか、外国文化の理解、国際的な市民意識の高揚を目的とする。	留学生4名が大学の近くにある小学校へ出向き、英語の授業に参加し、小学生5・6年生計7名と交流を深めた。	国際交流を通じて留学生と地域住民の交流を図る	定住推進課
共生社会実現に向けた教育	違いを認め合う寛容性のある国際感覚と人権感覚を育む学校教育を推進する。	学校では「社会科」「外国語科」「特別の教科 道徳」「総合的な学習の時間」「人権学習」等において、外国人との共生について学習し、理解を深めている。また、外国人と実際に交流する機会を設けている。	異なる習慣・文化をもった人々とともに生きていく態度やコミュニケーション力を育成する。	教育振興課
じんけんサークル「まごころ」(人権教室)	中高生を中心に参加者を募集し、各種人権課題について学習する機会をつくる。	自宅学習や部活動等の理由で中学生、高校生の参加者は少ない。参加者増につながる魅力的な研修内容にする必要がある。	『知りたい、聴きたい』と思う内容で開催し、現在より多くの方に参加してもらえる研修とする。	生涯学習振興課
人権相談窓口の周知	外国語で人権相談に応じることができる窓口を周知することによって、問題解決への支援につなげる。	法務局が行う「外国人のための人権相談所」「外国語人権相談ダイヤル」の案内パンフレットを市役所窓口等に設置している。今後は広報誌等へも掲載し、周知を図っていく必要がある。	広報誌等への掲載等を行い、様々な機会で行う。	ふれあい交流センター

人権課題		犯罪被害者等		
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
犯罪被害者週間の啓発	犯罪被害者等支援への理解の増進を図る。	第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）において、犯罪被害者等に関する国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組として、11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」としており、高知県では「犯罪被害者週間」に合わせて集中的に広報啓発活動を実施している。本市においても、毎年「犯罪被害者週間」に合わせて、11月広報により周知している。	引き続き、広報誌等により、犯罪被害者等支援啓発に努めていく。	総務課
じんけんサークル「まごころ」(人権教室)	中高生を中心に参加者を募集し、各種人権課題について学習する機会をつくる。	自宅学習や部活動等の理由で中学生、高校生の参加者は少ない。参加者増につながる魅力的な研修内容にする必要がある。	『知りたい、聴きたい』と思う内容で開催し、現在より多くの方に参加してもらえる研修とする。	生涯学習振興課
犯罪被害者等に関する総合的な対応窓口の設置	相談者への情報提供と必要に応じて関係機関へつなげることができるようになる。	限られた職員数の中で、総合的な対応窓口として専門的な職員を配置することができない。今後は相談体制と窓口の周知をどのように行っていくか検討する必要がある。	犯罪被害者を速やかに関係機関に紹介できる体制を目指す。	総務課

人権課題		インターネットによる人権侵害		
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
インターネット人権侵害の啓発	インターネット等におけるモラルや責任について啓発をし、人権侵害を防止する。また、自分が被害にあったり、人権侵害だと思われる内容を発見した時に対応できる力を身に付けてもらう。	広報誌への記事掲載、ポスター掲示等による啓発活動を行ったことはあるが、継続した取組ができていない。啓発の継続及び効果的な啓発をしていく必要がある。	インターネットによる人権侵害に対する正しい理解と認識を深めてもらうための啓発活動を行う。	ふれあい交流センター
じんけんサークル「まごころ」(人権教室)	中高生を中心に参加者を募集し、各種人権課題について学習する機会をつくる。	自宅学習や部活動等の理由で中学生、高校生の参加者は少ない。参加者増につながる魅力的な研修内容にする必要がある。	『知りたい、聴きたい』と思う内容で開催し、現在より多くの方に参加してもらえる研修とする。	生涯学習振興課
インターネット人権侵害対策	インターネットによる人権侵害が起こった場合、関係機関と連携しながら迅速かつ適切な対応に努める。	法務局や県と情報共有しながら、定期的にインターネット上の人権侵害の書き込みをモニタリングし、発見したときは削除依頼や違反報告をし、重大な書き込み等は法務局へ連絡している。チェック体制が十分ではないため、発見し対応できるのは極一部に限られる。	インターネット上から人権侵害書き込みの件数を減少させる。投稿者に人権を侵害していることを認識させる。	ふれあい交流センター
ネット宣言の啓発支援	携帯電話等の電子機器の使い方について、PTAが行っている「家庭でのルールづくり」の支援を行う。	携帯電話（スマホ）での書き込みによるトラブルが報告されており、適切な利用方法の理解の促進や家庭でのルールづくり等を進める必要がある。	各家庭でルールづくりを進め、子どもたちが適切な利用ができるよう地域ぐるみでの取組を目指す。	教育振興課
情報モラル教育の取組	SNS等による適切な発信の仕方を学ぶことができるように情報モラル教育に取り組む。	SNS等の利用が手軽にできるようになり、情報の発信の仕方を一歩誤ることで、子どもであっても加害者となってしまうことがあるため、情報モラルについて学ぶ必要がある。	発達段階に応じて、SNSでの情報発信の仕方を学ぶことができるようにしていく。	教育振興課
情報モラル教育推進	PTAと行政において情報モラル等について取組や情報の共有を行い、情報モラル教育を推進する。	SNSトラブルにおいては加害、被害の両面がある中で、安全で適切な利用の方法を子ども自身が理解して実践していくことが必要である。	学校・家庭(地域)・行政が一体となりながら、情報モラル教育推進を目指す。	教育振興課

人権課題		災害と人権		
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
災害と人権に関する学習会及び啓発	災害時においても人権が守られ、安心して生活を送れるよう、正しい理解と行動が伴うようにする。	広報誌への記事掲載や学習会を実施したことはあるが、継続した取組ができていない。広報誌や市HPでの広報・周知を行うとともに、防災対策課等と連携して学習会等を行う必要がある。	「ふれあいじんけん学習会」や自主防災組織を対象にした研修等で「災害と人権」に関する学習会を行う。	防災対策課 ふれあい交流センター
じんけんサークル「まごころ」(人権教室)	中高生を中心に参加者を募集し、各種人権課題について学習する機会をつくる。	自宅学習や部活動等の理由で中学生、高校生の参加者は少ない。参加者増につながる魅力的な研修内容にする必要がある。	『知りたい、聴きたい』と思う内容で開催し、現在より多くの方に参加してもらえらる研修とする。	生涯学習振興課
災害時要配慮者避難支援対策事業	災害対策基本法に基づき避難行動要支援者名簿の整備及び個別避難計画の作成を行い発災後の被害拡大を抑制する。	個別避難計画の作成率は、一定の水準を維持できているが、計画を活用する仕組みが構築されていない。	優先計画作成者のうち、計画作成に同意をいただいている方の計画作成率9割以上	福祉事務所
避難所運営	地域における生活者の多様な視点を反映した避難所運営体制を確立し、地域防災力の向上を図る。	とりわけ防災対策課が主体的に避難所運営を検討してきたことから、女性、高齢者、障がい者など多様な視点を取り入れることができていない。	避難所運営の在り方を横断的な体制や関係機関等と協議することにより、認識等を共有するとともに、対策等を検討する。	防災対策課
広域避難の受け入れ	津波の被害想定のない広域避難の受入自治体として、市内外を問わず、避難者が安心して避難生活を送れるようにする。	災害弱者に配慮する視点だけでなく、市内外の避難者が共同して生活するという視点も踏まえて避難所運営を検討する必要があるが、いずれも取り入れることができていない。	避難所運営の在り方を横断的な体制や関係機関等と協議することにより、認識等を共有するとともに、対策等を検討する。	防災対策課

人権課題		性的指向・性自認・性表現		
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
じんけんサークル「まごころ」(人権教室)	中高生を中心に参加者を募集し、各種人権課題について学習する機会をつくる。	自宅学習や部活動等の理由で中学生、高校生の参加者は少ない。参加者増につながる魅力的な研修内容にする必要がある。	『知りたい、聴きたい』と思う内容で開催し、現在より多くの方に参加してもらえらる研修とする。	生涯学習振興課
LGBTQ支援	性的マイノリティやその家族が抱える困難を理解し解決に向けて支援する。	相談には応じるが、窓口となる部署が周知されていない。 パートナーシップ制度の創設準備を始めるまでに時間を要している。	令和8年度末までにパートナーシップ制度を創設する。	ふれあい交流センター
共生社会の実現に向けた教育	性の多様性を認め合える環境づくり、支援体制を充実させる。	服装、髪型についてなど児童生徒の多様性を尊重しつつある状況だが、悩みや不安を抱える児童生徒への対応については、配慮の例も様々であり、研修を深めていく必要がある。	児童生徒の状況が多様であることを理解し、児童生徒の希望に基づく配慮を行うとともに、会話、発言などにも留意して、多様性を尊重する人間関係づくりを目指す。	教育振興課

その他				
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
多文化共生に向けた教育	異なる国籍や民族の文化や伝統について学び、文化の相違を認め合い、対等な関係を築きながら共に生きていこうとする人権感覚を育む教育を推進する。	学校では「社会科」「特別の教科 道徳」「総合的な学習の時間」「人権学習」等において、多文化共生について学習し、理解を深めている。また、様々な文化をもつ人々と実際に交流する機会を設けている。	様々な文化をもつ人々と実際に交流しながら、異なる民族の文化や伝統について理解し、互いの文化を尊重し合えるようにする。	教育振興課
社会を明るくする運動	7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間として取り組む。	社会を明るくする運動は、毎年、7月始めに決起集会、広報車による各地区的な広報活動、啓発物配布という内容で実施している。また、取組の一環として、月間中に桃太郎旗及び横断幕を主要道路沿いに掲示している。この運動は、犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会の実現を目指すための運動であるということ、市民に理解してもらえるように継続して広報活動等により周知する必要がある。	広報車による各地域での広報活動、多くの人が集まる施設等（スーパー、銀行、官公署等）で啓発物を配布し、より多くの人に周知できる広報活動を行っていく。	福祉事務所
北朝鮮当局による拉致問題に係る啓発事業	市民に拉致問題に対し関心をもってもらい、認識を深めてもらう。	他の人権課題の啓発等を優先させがちになる。	ポスター又はパネル展示等による啓発を実施する。	ふれあい交流センター
人身取引に係る啓発事業	人身取引の防止及び撲滅。	重大な人権侵害の割には、人権啓発等を実施するうえでの優先順位は低い。	ポスター又はパネル展示等による啓発を実施する。	ふれあい交流センター
ハラスメント問題等に係る啓発事業	ハラスメント行為を認識してもらい、防止につなげる。	市民及び事業所に向けて、ハラスメントを一括りにした啓発は行われていない。ハラスメントの種類によっては、人権課題別の施策で対応している。	ハラスメント問題等様々な人権課題に対して、職員として必要な知識を身に付ける。	ふれあい交流センター
職員研修：ハラスメント研修	最新の現状・法制度等を把握し、正しい知識と理解を深め、ハラスメント防止への意識を高める。	令和2年度は一般職、令和3年度は管理職を対象に研修を実施している。今後も研修等を通じて、職員への啓発を継続していく必要がある。	ハラスメント問題等様々な人権課題に対して、職員として必要な知識を身に付ける。	総務課
じんけんサークル「まごころ」(人権教室)	中高生を中心に参加者を募集し、各種人権課題について学習する機会をつくる。	自宅学習や部活動等の理由で中学生、高校生の参加者は少ない。参加者増につながる魅力的な研修内容にする必要がある。	『知りたい、聴きたい』と思う内容で開催し、現在より多くの方に参加してもらえる研修とする。	生涯学習振興課

その他（続き）				
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
生活保護事務	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする。	就労支援員を1名配置し、要保護者に対する就労支援を実施している。ハローワーク、生活困窮者自立支援機関（社会福祉協議会）と定期的な協議の場を設け、情報の共有化、就労の場の確保を検討している。市内求人の殆どがハローワークに掲載されている。40歳から60歳代（中高年齢層）は、求人が少なくなることや個々の阻害要因により、働き場が少ない。就労意欲が低い、又は基本的な生活習慣に問題があり就労に結びつかない。	生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）を活用し、就労意欲喚起や日常生活習慣の改善を図り、就労につなげる取組を検討する。就労した者への職場定着等を図るため、個々の状況に応じた相談、フォローアップ体制を確立する。ハローワークや生活困窮者自立支援機関（社会福祉協議会）との連携強化を図る。	福祉事務所
行旅人・行旅死亡人事務	行旅人に旅費を支給する。	行旅人については、平成30年度（1人）、令和元年度（1人）、令和2年度（3人）、令和3年度（0人）と年間0～3人程度への支給となっている。旅費としてではなく、金銭目的での来所者もある。行旅死亡人及び墓埋法適用死亡人については、平成30年度（1人）、令和元年度（3人）、令和2年度（2人）、令和3年度（2人）と横ばい傾向にある。年に数件継続して発生しているため、香美市無縁佛納骨堂が手狭になってきている。	行旅人については、高知方面及び高松等方面に行きたい人で、旅費がない人に500円を支給する。行旅死亡人及び墓埋法適用死亡人については、行旅途中の死亡人等で引き取り人のいない者の葬儀を行う。（身元判明者、身元不明者、白骨死体、部分遺体等も含む。）	福祉事務所
無戸籍児・者対策	様々な事情により無戸籍となっている者の解消を図る。	現在把握している無戸籍児・者はいない。子どもや家庭の事情に接することの多い関係課との連携及び適切な情報共有。	無戸籍児・者の戸籍がつかられ、戸籍がないことによる社会生活上の不利益をなくす。	市民保険課

第3章 人権教育・啓発の推進

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進



現状と課題

【家庭・地域社会】

- 家庭は、社会の基礎的な単位であり人権意識を養う場です。子どもは家庭での家族とのふれあいや日常生活を通じて、倫理観や自制心を育みます。しかし、核家族化、ライフスタイルや働き方の多様化、地域のつながりの希薄化等、昨今の子育てを取り巻く環境の変化により、家庭における育児力が低下し、適切な生活習慣や社会性の習得ができないこと等が社会問題にもなっています。
- 高齢社会の進展により、寝たきりや認知症等、介護や支援を必要とする高齢者が増加しており、老老介護の問題等、要介護者を抱える家族の心身への負担は非常に重くなっています。その結果、要介護者に対する虐待や介護放棄等の問題が生じています。さらに、家庭内には労働や家事・育児に対する性別による固定的な役割分担意識が現在でも根強く残っているほか、配偶者への暴力や子どもへの虐待等の問題も生じています。
- 地域は、もっとも身近な社会集団であり、様々な人との交流を通じて人権感覚を育む場でもあります。しかし、社会情勢の変化から地域のつながりの希薄化が指摘されており、地域で人権意識を醸成する機会が失われつつあります。また、住民同士が互いを尊重し、自分らしく生きられる地域社会の実現が求められていますが、地域活動の役職等では性別による固定的な役割分担もみられます。

【学校等の教育の場】

- 学校等の教育の場は、子どもの人格の形成に大きな影響を与え、人権意識を育てる重要な役割を果たします。また、差別や偏見のない多様性を認め合う社会を実現するには、子どもたちが教育の場で様々な人と交流し、多様な分野について学ぶことで、思いやりの心を育み、幅広い視野をもった態度・行動を身に付けることが大切です。
- いじめや体罰、不登校等、子どもや学校をめぐる人権課題は深刻な社会問題となっています。こうした課題を解決していくには、一人ひとりの人権意識の醸成とともに、子どもが安心して相談や支援を受けられる体制づくりが求められます。また、高齢化や国際化、情報化等によりめまぐるしく変化する社会情勢の中では、高齢者や障がいのある人、外国人等との交流や学習を通じて、様々な人権問題についての認識を深められる人権教育を行うことも大切です。
- 子どもへの人権教育の推進のためには、学校が家庭や地域社会と連携して教育活動を行うとともに、指導者である教職員や保育士等が人権についての適切な認識をもち、様々な人権課題についての知識や理解を深めることが求められます。

【職場】

- 行政が市民や企業等事業所に適切な人権教育・啓発を行うことや、公正なサービスを提供するためには、市職員一人ひとりが様々な人権課題についての認識をもち、人権尊重を基本として職務を遂行することが求められます。
- 企業等事業所は、地域社会を構成する一員として、社会に貢献し豊かな地域づくりに資する責務があります。この責務のことを、専門用語ではCSR[※](企業の社会的責任)といいます。平成22(2010)年に発行された「ISO26000[※]」という組織の社会的責任に関する国際規格では、企業をはじめ、様々な組織・団体で人権尊重の視点をもった取組が求められています。事業主は、性別や年齢、国籍、障がいの有無等にとらわれず、誰もが活躍できる環境づくりを進めていく必要があります。公正な人事採用や評価、賃金・昇進の格差の解消、職場におけるいじめやハラスメント等の解決等、人権に関わる課題に取り組むことが求められます。

具体的な取組

1 生涯を通じた学ぶ機会の提供

- ・人権広報誌「あけぼの」を発行し、市民に人権問題の啓発を図ります。
- ・住民一人ひとりが、人権問題を正しく理解する学習機会を提供し、市民の人権意識を高めるための取組を推進します。
- ・人権擁護委員[※]協議会と協力し、イベント会場等で市民に直接触れ合う形で啓発することにより、人権や人権問題に対する市民の理解と認識を深めてもらうための取組を推進します。
- ・香美市内の全小中学校から人権ポスター・毛筆作品を募集し、応募作品の作成を通して、人権について考える機会を提供します。また、作品の展示や作品が掲載されたカレンダーの配布をすることで、市民の人権意識を高めるための取組を推進します。
- ・じんけんフェスティバルを開催し、広範な層の市民参加を促し、広く人権尊重の普及高揚を図ります。
- ・デイサービス事業やこどもふれあい教室の中で人権学習を取り入れ、人権に関する正しい知識をもち、理解を深めることで、日常生活の中で人権に配慮した行動がとれるようになることを目指します。
- ・市民大学の講座のうち1回を「人権講座」と位置付けて、人権教育の機会を広く市民に提供します。

事業名	担当課
○じんけんサークル「まごころ」(人権教室) ○人権広報誌「あけぼの」	生涯学習振興課
○ふれあいじんけん学習会 ○イベント会場等における人権啓発活動 ○人権ポスター・毛筆作品の募集 ○じんけんフェスティバル ○人権週間パレード ○各種教室等における人権学習	ふれあい交流センター
○市民大学(人権講座)	中央公民館

2 家庭教育の充実

- ・児童生徒を取り巻く人権問題は時代とともに変化していくため、状況に応じた情報を、研修会を通して保護者の方が学習できる機会を提供します。

事業名	担当課
○PTA人権研修会	教育振興課

3 人権感覚の芽生えにつながる就学前教育

- ・人権感覚の芽生えの前段となる、道徳性・規範意識が就学前の子どもの意識に芽生えるよう努めます。

事業名	担当課
○「保育所保育指針」による取組	教育振興課

4 自他を尊重する心を育てる人権教育の推進

- ・各小中学校において年間指導計画にもとづき、計画的な人権課題の学習を実施し、人権が尊重される学習活動づくり・人間関係づくり・環境づくりに取り組めます。

事業名	担当課
○人権教育に係る学習	教育振興課

5 職場における人権意識高揚への取組支援

- ・香美市企業等人権啓発連絡会と連携し、企業内における人権意識の高揚に向けた取組に対し、情報提供等の支援を行います。

事業名	担当課
○香美市企業等人権啓発連絡会	生涯学習振興課

2 人権に関係する特定職業従事者に対する研修の推進



現状と課題

【市職員】

- 全ての市職員は、人権尊重の社会の実現に深く関わり、どのような業務を遂行するにあたっては、人権問題に対する正しい理解と認識をもち、豊かな人権感覚を身に付けることが求められています。
- 人権行政は特定の部署のみが実施するものではなく、福祉・教育・住宅・道路整備や消防等全ての行政分野において、全ての市職員があらゆる人々の状況に配慮し、市民の立場に立って遂行する責任を有しています。

【教育職員】

- 教育職員は、子どもの人権を守ること及び子どもの人権意識を高めながら問題解決を図っていく教育を推進することが求められています。なかでも、学校や保育所・幼稚園における人権教育・啓発は将来にわたって一人ひとりの人権意識を形成していくのに大きな影響があります。そのため、教育職員は正しい人権意識のもとに判断し行動できる資質の向上を図っていくことが大切になります。

【社会教育関係職員】

- 社会教育では、市民が個々の人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣を身に付けることができるようにするため、地域社会において人権教育を啓発、推進する立場にある社会教育関係者が人権教育に関する認識を深め、指導力の向上に努めることが必要です。

【消防職員】

- 市民の生命と財産を守る重要な役割を担っている消防職員は、常に人権に配慮して職務に従事することが重要です。したがって、その職務を遂行するにあたっては、人命の尊重、被災者や患者の人権の尊重、プライバシーの保護に十分配慮していくことが求められています。

【保健・医療・福祉関係者】

- 保健・医療・福祉関係者は、子ども・高齢者・障がい者福祉、また、各医療分野や保健分野において、人権の尊重を大切にした取組をしていくことが求められます。個人情報取り扱いや家族関係問題への対応、生命倫理に関すること等、様々な人権に関することと密接に関わりをもっていることもあり、人権意識の高揚を図っていくことが大切になります。

具体的な取組

1 市職員に対する研修

- ・香美市職員研修において毎年人権研修を実施し、人権問題に対する正しい理解と認識をもち、市職員として必要な人権意識を高めるための取組を推進します。
- ・こうち人づくり広域連合実施の新規採用職員研修及び階層別研修における人権をテーマとしたカリキュラムや、香美市企業等人権啓発連絡会が実施する新規採用職員を対象とした人権研修会に対して、該当職員の研修への参加を必須とし、人権問題に対する正しい理解と認識をもち、市職員として必要な人権意識を高めるための取組を推進します。

事業名	担当課
○香美市職員研修 ○消防職員に対する研修 ○こうち人づくり広域連合職員研修 ○企業等人権啓発連絡会研修	総務課

2 教育職員に対する研修

- ・各校で校内研修や人権参観日の実施、また高知県等が主催する人権教育研修への参加の呼びかけを通して、教職員として必要な人権意識を高め、子どもたちにとって身近なモデルとして示されるよう努めます。
- ・日々の関わりの中で、子どもの人権に配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重した保育を行えるよう職員が相互に実践力を高めていく体制づくりや、園内研修の実施や県主催の研修への参加を通じた、職員の資質と技術の向上への取組を推進します。

事業名	担当課
○教職員等研修 ○保育職員研修	教育振興課

3 社会教育関係職員に対する研修

- ・地域社会における人権教育に関する認識を深めるとともに、資質向上を図るため、研修会を行います。

事業名	担当課
○社会教育担当職員研修	生涯学習振興課

4 保健・医療・福祉関係者に対する研修

- ・香美市企業等人権啓発連絡会と連携し、市の主催する人権啓発・教育研修会への参加を促すとともに、保健・医療・福祉関係者の人権教育の充実に向けて関係機関等への働きかけを行います。

事業名	担当課
○企業等人権啓発連絡会研修	生涯学習振興課

3 関係施策一覧



※第2期計画の中間年（令和5年度）に市内ヒアリングを実施し、取組内容の更新を行いました。この取組計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

人権教育・啓発				
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
ふれあいじんけん学習会	住民一人ひとりが、人権問題を正しく理解する学習機会を提供し、市民の人権意識を高める。	年間2～3回、様々な人権問題をテーマに実施してきているが、さらに実施回数を増やし、内容の充実を検討し、参加者を増やしていく必要がある。	人権や人権問題に対する市民の理解が深まるよう、ふれあいじんけん学習会を年4回以上実施し、参加者100名以上とする。	ふれあい交流センター
イベント会場等での人権啓発活動	市民に直接触れ合う形で啓発することにより、人権や人権問題に対する市民の理解と認識を深めよう。	人権擁護委員と協力し、市内のイベント会場にて、人KENまもる君・あゆみちゃんのウォークバルーンを活用しながら啓発チラシの配布や人権擁護委員の活動紹介、人権相談の周知等を行っている。平成30年度計7回実施。新型コロナの影響で各種イベントが中止又は縮小開催となっている。また、啓発グッズの配付による啓発効果は比較的低いため、啓発内容や対象に工夫が必要であり、啓発グッズと啓発用パンフレットを袋に入れて配布する場合には、SDGsへの配慮が必要。	イベント会場等に年間6回以上出向いて啓発活動を行う。	ふれあい交流センター
人権ポスター・毛筆作品の募集	応募作品の作成を通して、人権について考える機会とする。また、作品を展示することによって、市民の人権意識を高める。更に、カレンダーに作品を掲載することにより、年間を通して人権を意識する媒体とする。	小中学生に人権ポスター・毛筆作品を募集。人権週間期間中に中央公民館で応募作品の展示を行い、またじんけんカレンダーに優秀作品を掲載し全戸配布している。今後も継続した取組が必要である。	香美市全小中学校より作品応募があり、また、応募数が継続して250作品以上とする。	ふれあい交流センター
じんけんフェスティバル	広範な層の市民参加を促し、広く人権尊重の普及高揚を図る。	参加者数は、平成28年200名、平成29年220名、平成30年290名、令和元年240名だった。令和2・3年は、新型コロナの影響で中止。参加者アンケートでは、人権への関心や理解が「大変深まった」と「概ね深まった」の割合が84.67%（令和元）だった。幅広い年齢層に参加してもらうために、内容等を厳選するとともに、広報の在り方を工夫する必要がある。また、フェスティバルの名のおり複数の人権啓発活動を一体的に実施し、かつ楽しめる内容にする工夫が必要。	講演会等への参加者を150名以上とする	ふれあい交流センター

人権教育・啓発（続き）				
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
人権週間パレード	市民が人権パンフレットや啓発物を手に取る機会を増やすことによって、人権尊重の考えを広く普及させること。	人権週間に、香美人権擁護委員協議会・法務局と協力し、広報車で市内を巡回しながら主要な施設に啓発物を配布していたが、令和2年から実施していない。	今後は、本事業の在り方を検討し、決定に沿って実行すること。	ふれあい交流センター
各種教室等における人権学習	人権を学ぶことにより正しい知識をもち、理解を深めることで、日常生活の中で人権に配慮した行動がとれるようにする。	ふれあい交流センターが主催するデイサービス事業及びこどもふれあい教室の一環として人権学習を取り入れている。デイサービスでは、年間44回開催のうち4回は人権学習を実施している。こどもふれあい教室は、新型コロナの影響で令和2年度から実施していない。	デイサービス事業で人権学習を年間4回実施する。こどもふれあい教室を再開させる。	ふれあい交流センター
じんけんサークル「まごころ」(人権教室)	中高生を中心に参加者を募集し、各種人権課題について学習する機会をつくる。	自宅学習や部活動等の理由で中学生、高校生の参加者は少ない。参加者増につながる魅力的な研修内容にする必要がある。	『知りたい、聴きたい』と思う内容で開催し、現在より多くの方に参加してもらえる研修とする。	生涯学習振興課
人権広報誌「あけぼの」	香美市民に人権問題の啓発を図る。	「みんなのひろば」といった読者参加のコーナーを設ける、時勢に合ったもの、関心の高い話題を取り上げるなど、内容に関して工夫してきた。今まで以上に読者の層を広げるためにも、字の大きさ、カットや写真の多用等、より見やすく、わかりやすくなるよう、内容の充実を図らなければならない。	誌面をカラーにするなど、視覚に訴え、広報を通じてさらに人権に関する啓発を行っていく。内容に関しても、必要な情報を的確なタイミングで広報できるよう努める。	生涯学習振興課
P T A 人権研修会	P T A で人権問題について学習する。	学校ごとにインターネット問題やL G B T 等時勢に合った様々な内容の研修を行っている。研修の日程や形についても、参観日と同日に行ったり、地域にも呼びかけて人権コンサートを行うなど工夫を凝らしている。開催する曜日や時間帯を検討することで参加者増につなげたが、一定以上の広がりが見られず、限られたメンバーが参加するにとどまっている。これまで参加がなかった対象者に向けても、広く研修の必要性をP R する等、地道な呼びかけが必要である。	児童生徒を取り巻く人権問題は時代とともに変化していくため、保護者に向けて、状況に応じた情報を研修内容として提供していく。	教育振興課
「保育所保育指針」による取組	人権感覚の芽生えの前段となる、道徳性・規範意識が就学前の子どもの意識に芽生えるよう努める。	道徳性・規範意識の芽生えを意識した内容の保育について取り組んでいる。	全ての保育園で、道徳性・規範意識の芽生えを意識した内容の保育を実施する。	教育振興課(幼保)
市民大学(人権講座)	市民一人ひとりが、人権問題を正しく理解することができる講演会を実施する。	市民大学の講座のうち1回を「人権講座」と位置付けて、様々な人権について関心をもっていただけの内容の講座を開催してきた。今後も生きていく上で、誰でも何かしら人権との関わりはあるものという広い観点で、魅力ある講座を開催していく。	会場によって、キャンペーンが異なるが、それぞれの会場の集客が7割以上となるような充実した内容の講座を提供する。	中央公民館

人権教育・啓発（続き）				
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
人権教育に係る学習	人権が尊重される学習活動づくり・人間関係づくり・環境づくりに取り組む。	各小中学校において子どもの発達段階に応じて年間指導計画を作成して取り組んでいる。個別の人権課題に関する学習については、各教科とのカリマネも意識しながら学習に取り組んでいくことが必要である。	児童生徒を取り巻く人権問題は時代とともに変化していくため、子どもの発達段階や地域の特色に応じた人権課題を計画的に取り上げ学習していく。	教育振興課
香美市企業等人権啓発連絡会	香美市企業等人権啓発連絡会と共に企業内における人権意識の高揚に向けた取組に対し、情報提供等の支援に取り組む。	人権尊重意識の高い職場づくりの形成のためには、職場・事業所代表者をはじめ、職員・従業員の一人ひとりが人権尊重の意識高揚に努めることが重要となるが、現状としては、事業所での個別活動は難しい。	職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取組に対し、情報提供等の支援を行う。	生涯学習振興課

人権に関係する特定職業従事者に対する研修				
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
香美市職員研修	人権問題に対する正しい理解と認識をもち、市職員として必要な人権意識を高める。	香美市職員研修において毎年人権研修を実施している。職員研修の参加率は、過去2年間では約92%となっており、非常に高い水準で推移している。今後とも職員研修への参加について、管理職・参加者への働きかけを積極的に行い、参加率の低下を防ぐようにしたい。	現状どおり、職員研修において人権研修を毎年実施することとし、職員研修の参加率を現状と同じく90%前後で維持する。	総務課
こうち人づくり広域連合職員研修	人権問題に対する正しい理解と認識をもち、市職員として必要な人権意識を高める。	こうち人づくり広域連合実施の新規採用職員研修及び階層別研修において人権をテーマとするカリキュラムが組まれている。香美市では当該研修への参加を必須としており、非常に高い参加率（ほぼ100%）を維持している。今後とも現状の方針を維持し、管理職・参加者への働きかけを積極的に行い参加率の低下を防ぐようにしたい。	現状どおり、こうち人づくり広域連合が実施する新規採用職員研修及び階層別研修については、該当職員の当該研修への参加を必須とし、参加率を現状と同じく100%前後で維持する。	総務課
企業等人権啓発連絡会研修	人権問題に対する正しい理解と認識をもち、市職員として必要な人権意識を高める。	現在、香美市では香美市企業等人権啓発連絡会が実施する新規採用職員を対象とした人権研修会への参加を必須としており、非常に高い参加率（ほぼ100%）を維持している。今後とも現状の方針を維持し、管理職・参加者への働きかけを積極的に行い、参加率の低下を防ぐようにしたい。	現状どおり、香美市企業等人権啓発連絡会が実施する新規採用職員を対象とした人権研修会については、該当職員の当該研修への参加を必須とし、参加率を現状と同じく100%前後で維持する。	総務課
企業等人権啓発連絡会研修	香美市企業等人権啓発連絡会と共に人権意識の普及、高揚を図るため、市の主催する人権事業への参加を促すとともに、保健・医療・福祉関係者の人権教育が充実されるよう関係機関等への働きかけを行う。	人権尊重意識の高い職場づくりの形成のためには、職場・事業所代表者をはじめ、職員・従業員の一人ひとりが人権尊重の意識高揚に努めることが重要となるが、現状としては、事業所での個別研修会の開催は難しい。	保健・医療・福祉関係者の人権教育の充実を図る。	生涯学習振興課

人権に係る特定職業従事者に対する研修（続き）				
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
教職員等研修	人権意識に対する正しい理解と認識をもち、教職員として必要な人権意識を高め、子どもたちにとって身近なモデルとして示されるよう努める。	人権研修に関しては、各校で校内研修や人権参観日を実施したり、高知県等が主催する人権教育研修への参加を呼びかけ、教職員の人権啓発に努めている。	学校としての組織的・計画的な取組の推進や教職員研修の改善と充実を行っていく。	教育振興課
保育職員研修	日々の関わりの中で、子どもの人権に配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重した保育を行えるよう職員が相互に実践力を高めていく体制を作る。	保育職員総合研修（年4回）及び16部会で園内研修を計画・実施する。保幼小中合同研修を実施し、保育・教育活動に関する相互理解を深める。またティーチャーズ・トレーニングの実施や県等外部主催の研修に参加し、職員の資質を向上させる。	正職員・臨時職員が全員参加できる体制づくり。職員研修の継続により、職員の資質と技術の向上を図る。	教育振興課
社会教育担当職員研修	地域社会における人権教育に関する認識を深めるとともに、資質向上を図るため、研修会を行う。	社会教育を推進していく上で、地域社会との関わりが大きい関係職員への人権教育は重要である。 時代の変化と共に、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題が複雑になってきていることから、常に新しい知識を身に着ける必要がある。	時代の変化に対応できる人材を育成していくため、研修会を行う。	生涯学習振興課

第4章 計画の推進

1 推進体制



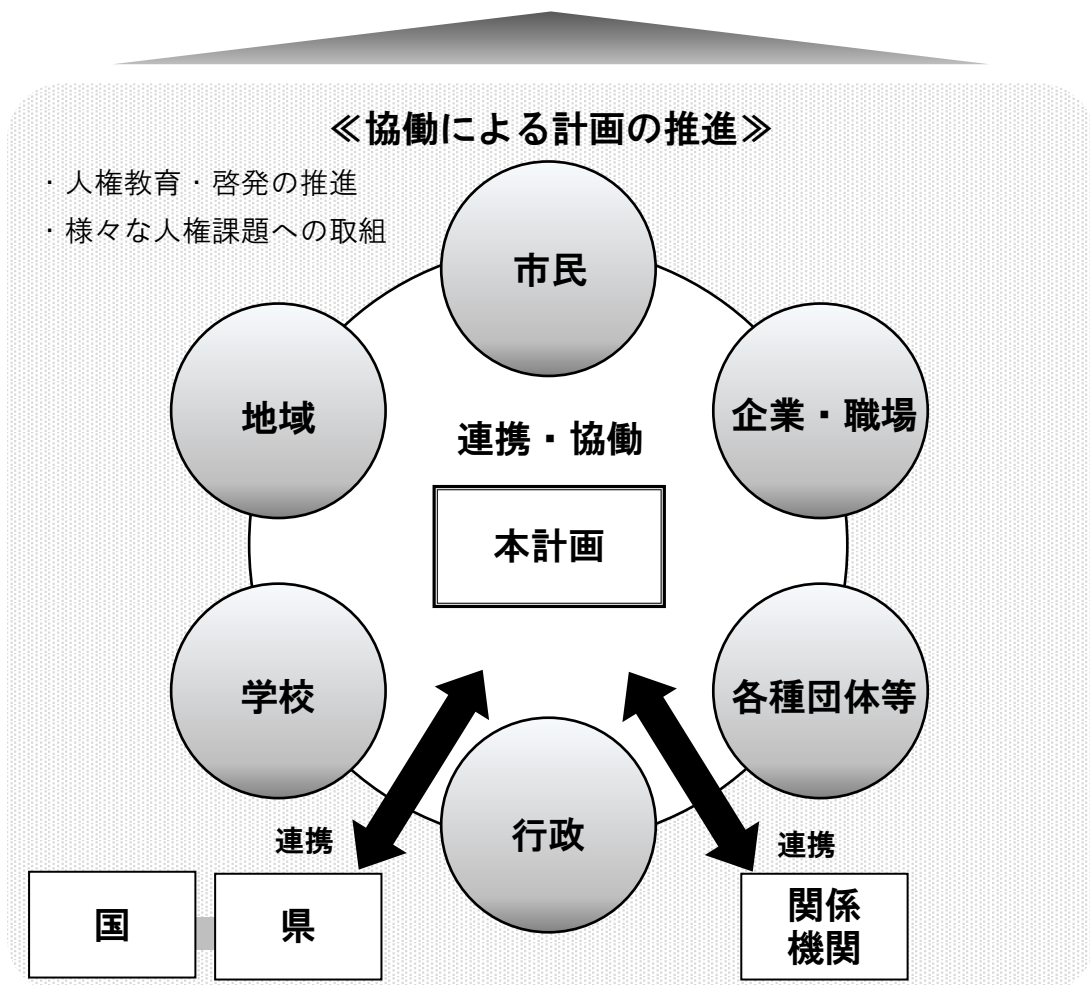
本計画の基本理念である「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが生き生きと暮らせる社会づくり」のため、計画に定める人権施策を市政の様々な分野で積極的に推進していきます。

庁内では、香美市人権対策推進本部を設置し、関係各課の連携を図りながら、総合的かつ効果的に取り組んでいきます。また、本計画の進捗状況については、関係審議会等で成果と課題を報告し、改善しながら進め、社会情勢等により計画変更の必要性が生じた場合は、計画の期間中であっても見直しを行うものとします。

同時に、人権施策の推進にあたっては、国・県・関係機関との連携が重要です。国や県の動向を把握し、整合性に配慮するとともに、社会情勢等も十分に考慮し、施策の推進を図ります。また、様々な関係機関と連携・協力し、総合的に人権施策を推進します。

さらに、市民、地域、学校、企業、各種団体等が、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努め、積極的な取組が行えるよう、連携・協働を進め、計画の推進を図っていきます。

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが生き生きと暮らせる社会の実現

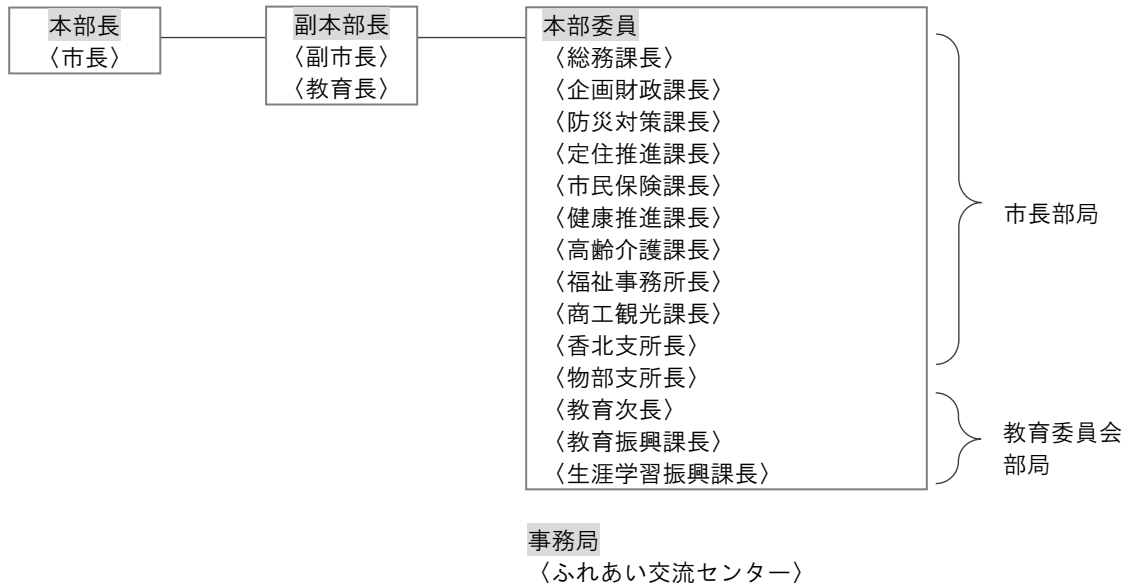


2 関係組織



【香美市人権対策推進本部】

香美市においてあらゆる人権が尊重される社会づくりを進めるため設置し、香美市人権施策の推進及び人権侵害に関することを所掌する。



【各種審議会・関連団体等】

名称	目的・活動等	事務局
香美市人権尊重のまちづくり審議会	香美市においてあらゆる人権尊重の社会づくり推進のため設置。香美市人権尊重のまちづくり条例第1条に定める人権を尊重する意識の高揚及び人権に関する施策の推進について必要な事項を審議し、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、市長に具申できる。	ふれあい交流センター
香美市人権教育審議会	人権教育の推進を図るため、香美市教育委員会に設置。審議会は、教育委員会の諮問にこたえとともに、必要に応じ調査審議し、建言する。	生涯学習振興課
香美市男女共同参画推進委員会	男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、必要な事項の調査及び審議等を行う。	ふれあい交流センター
香美市人権教育推進協議会	同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する課題への取組を推進し、真に人権が尊重される明るい社会づくりに寄与することを目的とし、香美市教育委員会に設置。人権教育を推進するため必要な諸事業を行う。	生涯学習振興課
香美市企業等人権啓発連絡会	企業の社会的責任として人権問題を重要視し、人権に関する新採職員研修会や各種研修会・大会への参加、啓発活動等を行う。	生涯学習振興課
香美市人権教育研究協議会	人権教育のより効果的な教育の創造、人権文化の確立を目指した人権尊重の社会づくりに寄与することを目的とし、人権教育の実践・研究に必要な講習会等の事業を行う。	生涯学習振興課
香美人権擁護委員協議会	地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護するために設置。人権について関心をもってもらえるような啓発活動や、公共施設等で人権相談を受ける。	高知地方法務局 香美支局

3 効果的な手法による人権教育・啓発の推進



市民意識調査では、人権問題に関する広報活動について、いくつかの質問をしています。その結果から、市民は多様な媒体を通じて人権問題に関する情報に接していることがうかがえます。

人権問題に関連した記事を何で読むかという質問では、「新聞、雑誌、週刊誌」がもっとも高く、次いで「テレビ・ラジオ」「広報誌やパンフレット」となっています。平成20（2008）年に実施した前回調査と比較すると、「テレビ・ラジオ」が低くなる一方で、「インターネットなど」が高くなっており、市民の情報の入手先にも変化が表れていることがうかがえます。

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程であり、幼児から高齢者までの幅広い年齢の、そして様々な立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくためには、対象者の理解の程度に応じて、ねばり強くこれを実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進できるよう、学校・地域社会・家庭での人権教育に携わっている教職員や社会教育関係者、保護者向けの人権教育資料を有効に活用して取り組みます。

また、人権啓発については、対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、広報誌やホームページ等を活用するとともに、人権広報「あけぼの」についても、市民に親しまれるよう内容を工夫しながら認知度を上げ、人権に関する理解を深める重要な媒体として積極的に情報発信していきます。

人権週間等国や県が実施する月間・週間に合わせて集中的かつ重点的な取組を行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成を目指します。さらに、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法（例えば各種コンクールやワークショップ等）も検討し、市民が身近な問題として、差別や人権について自由に語り、学ぶことのできる明るく、親しみのもてる内容となるよう工夫します。

全ての人々が人権を自分のことと捉え、自他の人権を尊重する生き方を身に付けるためには、知識の伝達のみならず、技能（スキル）・態度を育成することが大切であり、それらを培うための「参加体験型学習」等の効果的な手法を積極的に取り入れていきます。

また、市民団体が実施する人権啓発に関する活動に対しては支援・協力を行い、自主的な取組を促していきます。

第5章 参考資料

I 用語解説



【ア行】

インクルーシブ教育 (p.27)

人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするこの目的のもと、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ教育のこと。

えせ同和行為 (p.15)

「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乘じ、同和問題を口実として、高価な書籍を売りつけたり、不当な寄付を募ったりする行為のこと。

【カ行】

介護保険制度 (p.23)

40歳以上の被保険者の要介護状態又は要介護状態となるおそれのある状態に関し、必要な介護サービスの保険給付を行う社会保険制度。40歳以上の国民の保険料と国・県・市町村の公費を財源として市町村等が保険者となる。

カミングアウト (p.37)

これまで公にしていなかった自らの出生や病状、性的指向・性自認等、社会一般に誤解や偏見を受けている主義・立場であることを表明すること。

共生社会 (p.5)

ユネスコ国際理解教育における“to live together”（共に生きる）の日本語訳として使われている言葉。「国際寛容年」の寛容の使い方と同義語。自分を理解し、お互いが違いを認め尊重しあい、共に生きる社会を指す。

傾聴ボランティア (p.46)

相手の話を否定しないで受けとめて聴くという聴き方を「傾聴」と言います。話す機会の少ない高齢者の方々、悩みや不安をもった方々、子育て中のお母さんたちや精神障がいの方々等のお話を聴くことなど、このようにな活動している方を傾聴ボランティアと言います。

【サ行】

ジェンダーアイデンティティ (p.5)

「ジェンダーアイデンティティとは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と定義されており、その性質は、本人のその時々主張を指すものではなく、自身の「性」についてのある程度の一貫性をもった認識を指すものと解されています。

新型コロナウイルス感染症 (p.1)

「新型コロナウイルス (SARS-CoV2)」はコロナウイルスのひとつです。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群 (SARS)」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群 (MERS)」ウイルスが含まれます。

人権擁護委員 (p.57)

市町村長からの推薦により、法務大臣が委嘱する人権擁護活動を行う任務をもつ人のこと。

人身取引 (トラフィッキング) (p.39)

人身取引は、「トラフィッキング」とも言われ、国際的な犯罪組織が暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により、女性や子どもといった弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取することをいいます。

スクールカウンセラー (p.20)

学校において、児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して、指導・助言を行う心理職専門家のこと。臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者が従事する。

スクールソーシャルワーカー (p.20)

いじめや不登校、虐待、貧困等、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家のこと。子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域等、周囲の環境に働きかけて、問題解決を図る。教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者が従事する。

性的マイノリティ (p.5)

生物学的な性 (からだの性) と性自認 (こころの性) が一致しない性同一性障がいの人々や、同性愛や両性愛といった性的指向等をもった人々のこと。

成年後見制度 (p.7)

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人を不当な財産契約等から守るため、本人のために法律行為を行い、又は本人による法律行為を助ける者を選任する制度のこと。

セクシュアル・ハラスメント (p.17)

セクシュアル・ハラスメントとは、他の者を不快にさせる職場における性的な言動で、職員が他の職員を不快にさせること、職員がその職務に従事する際に接する職員以外の者を不快にさせること、職員以外の者が職員を不快にさせること、職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動のこと。

【タ行】

地域包括支援センター (p.23)

地域の高齢者の総合相談、介護予防支援、虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくり等を行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関。市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置している。

同和対策審議会 (p.5)

同和問題の解決に資するため、旧総理府に付属機関として昭和35(1960)年8月13日に設置。同和問題の解決のために必要な総合的施策の樹立、その他同和地区に関する社会的及び経済的諸問題の解決に関する重要事項について、調査・審議する。

【ナ行】

ノーマライゼーション (p.25)

障がいのある方や高齢の方等、社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方のこと。

【ハ行】

パワー・ハラスメント (p.39)

パワー・ハラスメントとは、職場において行われる、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるものであり、これら3つの要素を全て満たすものをいいます。

ハンセン病 (p.8)

らい菌による感染症で、感染力は弱く、発病の危険性が少ない。治療法は確立されている。

フィルタリングサービス (p.33)

インターネット上等に公開されている情報のうち、暴力や犯罪等、特定のテーマへのアクセスをプロバイダや携帯電話事業者が選択的に制限するサービスのこと。

プロバイダ (p.9)

インターネットへの接続サービスを提供する事業者のこと。インターネットプロバイダ。

ヘイトスピーチ (p.5)

特定の民族や国籍の人々に対して、暴力や差別をあおったり、おとしめたりする侮蔑的な表現のこと。

【マ行】

マタニティ・ハラスメント (p.17)

マタニティハラスメントとは、働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産などを理由とした解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いを受けること。

【ヤ行】

ヤングケアラー (p.19)

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

【ラ行】

リベンジポルノ (p.9)

元交際相手等の性的な画像等を、相手の同意を得ることなく、インターネット上等に公表する行為のこと。

【C】

C S R (p.56)

〔Corporate Social Responsibility〕企業の社会的責任。企業が自社の利益を追求するだけでなく、自らの組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆるステークホルダー（利害関係者：消費者、取引関係先、投資家等、及び社会全体）を視野に、経済・環境・社会等、幅広い分野での社会全体のニーズの変化をとらえ、それらをいち早く価値創造等に結び付けることによって、企業の競争力強化や持続的発展とともに経済全体の活性化やよりよい社会づくりを目指す自発的な取組のこと。

【D】

D V (p.5)

〔Domestic Violence〕夫婦や恋人等、親しい人間関係の中で起こる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれる。

【H】

H I V (p.28)

〔human immunodeficiency virus〕ヒト免疫不全ウイルス。エイズの原因となるレトロウイルス科レンチウイルス亜科に属する球形ウイルス。免疫細胞を侵食して免疫機能を低下させる。

【I】

I S O 26000 (p.56)

I S O (国際標準化機構：本部ジュネーブ) が平成 22 (2010) 年 11 月 1 日に発行した、組織の社会的責任に関する国際規格のこと。

【L】

L G B T Q (p.38)

Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性同一性障がい等でここらどからだの性が一致しない人等)、Queer/Questioning (クィア又はクエスチョニング、性的指向・性自認が定まらない人) の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ (性的少数者) の総称のひとつ。

【S】

S N S (p.19)

[Social Networking Service] インターネット上で、友人同士や同じ趣味をもつ者同士が集まり、利用者間のコミュニケーションを支援するサービス (サイト) のこと。

S O G I E (p.14)

[Sexual Orientation, Gender Identity, Gender Expression] 「SO」は、Sexual Orientation セクシュアル・オリエンテーションの頭文字で、性的指向、好きになる性別のことを指します。「GI」は、Gender Identity ジェンダー・アイデンティティの頭文字で、性自認、自分の性別についての認識を指します。「E」は、Gender Expression ジェンダー・エクスプレッションの E の頭文字で、性表現といって、例えば服装や髪形、一人称など性別についての表現のことです。性的指向や性自認とは別に (並存的に)、自ら表現する際の性別に着目した要素です。

2 計画の策定経緯



年月日	内 容
令和5年9月11日	○第1回香美市人権のまちづくり審議会 1 第2期人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画 (1) 前期施策の評価について (2) 後期計画の方向性について (3) その他 2 香美市人権尊重のまちづくり条例(案)について
令和5年12月18日	○第2回香美市人権のまちづくり審議会 1 後期行動計画素案について
令和6年1月4日	○香美市人権対策推進本部会議
令和6年1月18日 ～令和6年2月16日	○パブリックコメント
令和6年2月19日	○第3回香美市人権尊重のまちづくり審議会

3 香美市人権尊重のまちづくり条例



香美市人権尊重のまちづくり条例

香美市では、昭和時代から人権施策に意欲的に取り組んできた歴史があり、中でも香美市企業等人権啓発連絡会を中心とした事業者における活動が活発であるなど特徴的な一面をもつ。

また、昭和50年には既に特別支援学校、児童養護施設及び障害者支援施設（2法人）といった教育・福祉施設があり、日常的に障害のある方等と触れ合いながら生活していることから、障害や病気の有無、年齢、性別、国籍その他様々な違いのある人々が対等な立場で社会参加できる共生社会を形成する土壌ができているという特色がある。

そこで、今もなお存在している差別や偏見、社会情勢等の変化による新たな課題の解決に向けて、香美市の強みをさらに発展させるとともに、誰もが差別を許さないという意思を持ち、誰も排除されることなく、全ての人々が社会の構成員として共に生きていくという考えの下、一人一人が当事者として自ら考え、主体的に行動し、多様性を認め合い、人権を尊重することによって、誰もが生き生きと暮らせる社会を実現することを目指して努力し続けることを決意して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権を尊重する意識（以下「人権意識」という。）の高揚及び人権に関する施策（以下「人権施策」という。）の推進について必要な事項を定めることにより、全ての人々の人権が尊重される社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 香美市に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。
- (2) 事業者 香美市に事務所又は事業所を有し、事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。

（基本理念）

第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人々が生まれながらにして基本的人権を持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという考えの下、一人一人の人権が尊重され、誰もが生き生きと暮らせる社会を実現することを基本として行うものとする。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、市政のあらゆる分野において必要な人権施策を積極的に推進するとともに、市民及び事業者の人権意識の高揚に努めるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、互いの人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる生活の場において人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市と協力して人権尊重のまちづくりの推進に努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、第1条の目的を達成するため、人権施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権意識の高揚を図るための教育及び啓発に関すること。
- (2) 個人の尊厳の確保と共生社会の形成に関すること。
- (3) 人権問題に関する相談及び支援体制に関すること。
- (4) 人権問題に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

3 市は、基本方針に基づいて必要な人権施策を推進するとともに、国、高知県その他関係機関との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

4 市長は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ第10条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、基本方針を策定したときは、これを公表するものとする。

6 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(行動計画)

第8条 市は、基本方針に掲げる事項を総合的かつ効果的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

(実態調査の実施)

第9条 市は、人権施策を推進するため、必要に応じて実態調査を行い、市の施策に反映させるものとする。

(審議会の設置等)

第10条 市長は、第1条の目的を達成するため、香美市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 基本方針の策定及び変更に関すること。
- (2) 行動計画の実施状況等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項

3 審議会は、前項に規定する事項のほか、人権尊重のまちづくりに関する事項について、必要に応じ市長に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第11条 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 前3項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(香美市人権のまちづくり審議会条例の廃止)

2 香美市人権のまちづくり審議会条例(平成18年香美市条例第140号)は、廃止する。

(審議会委員に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に廃止前の香美市人権のまちづくり審議会条例(以下「廃止条例」という。)第3条の規定に基づく委員は、第11条第1項の規定に基づく委員とみなす。この場合においては当該委員の任期は、廃止条例の規定による任期の残任期間とする。

(行動計画に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に策定されている第2期人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画(平成31年3月策定)は、第8条の規定により策定されたものとみなす。

(香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年香美市条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表中「人権のまちづくり審議会委員」を「人権尊重のまちづくり審議会委員」に改める。

4 香美市人権尊重のまちづくり審議会規則



香美市人権尊重のまちづくり審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香美市人権尊重のまちづくり条例（令和5年香美市条例第40号。以下「条例」という。）第11条第4項の規定に基づき、香美市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第10条第1項に規定する審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 人権に関する専門的な知識を有する者
- (2) 人権に関する団体の役職員
- (3) 人権に関する行政機関等の職員
- (4) 公募による市民
- (5) 前4号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 条例第10条第2項の調査及び審議に当たり必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会は、部会における審議の結果を審議会に報告する。
- 5 第3条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項の規定は、部会の組織及び運営について準用する。この場合において、第3条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2

項中「会長」とあるのは「部会長」と、前条中「審議会」とあるのは「部会」と、第3条第4項中「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 審議会及び部会（以下「審議会等」という。）に出席した者は、審議会等において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、香美市立ふれあい交流センターにおいて処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(招集の特例)

2 委員の任期満了後における最初に招集される会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

5 香美市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿



	氏 名	役 職 等	備 考
1	楠 目 隆	香美市企業等人権啓発連絡会会長	会長
2	竹平 豊久	学識経験者	副会長
3	大井 厚志	香長小学校長	
4	片岡 万里	公募委員	
5	上村 安和	大柘中学校長	
6	西 美紀	香美市人権擁護委員	
7	平山 佳志美	香美市教育支援センター 教育相談員	
8	弘末 俊郎	香美市社会福祉協議会長	
9	藤川 喜壽郎	香美市民生児童委員	
10	松本 美智子	公募委員	
11	三宅 功泰	高知県商工会連合会経営指導員	

敬称略・順不同

第2期
人権教育及び啓発の推進に関する
香美市行動計画
(後期)

発行年月：令和6（2024）年3月

発行：香美市

編集：香美市立ふれあい交流センター

〒782-0047

高知県香美市土佐山田町1961番地

T E L：0887-53-2631

F A X：0887-53-2622



香美市